

平成29年(ネ)第373号 原状回復等請求控訴事件

直送済

1審原告 中島孝 外

1審被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

1審被告東京電力準備書面(11)  
(損害論に関する主張の補充)

令和元年9月20日

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

1審被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人  
弁護士

同

同

同

同

同

## 目 次

第1 はじめに .....	3
第2 本件事故と相当因果関係のある損害の範囲について .....	4
第3 政府による避難指示等の対象とならなかった区域の旧居住者(滞在者を含む)の精神的損害について .....	6
1 はじめに .....	6
2 1審原告らの慰謝料請求に係る被侵害権利又は被侵害利益についての検討 .....	6
3 「法律上保護される利益」に対する侵害の有無の検討 .....	18
4 被侵害利益を踏まえた本件放射線作用と相当因果関係のある精神的損害の把握のあり方について .....	22
5 自主的避難等対象者に対する「中間指針等による賠償額」は当該1審原告らに共通する損害を慰謝する水準であること .....	28
6 自主賠償基準の対象区域及び区域外について .....	34
第4 避難指示区域の旧居住者の精神的損害について .....	35
1 はじめに .....	35
2 財産的損害に対する賠償の内容が十分な水準のことであること .....	35
3 精神的損害に対する賠償の内容が十分な水準のことであること .....	40
4 東京地裁平成31年3月27日判決(丙A49)について .....	47
5 「ふるさと喪失」損害について .....	55
6 避難指示区域の旧居住者の精神的損害に関するまとめ .....	63
第5 特定避難勧奨地点、旧緊急時避難準備区域及び旧一時避難要請区域の旧居住者の精神的損害について .....	63
1 特定避難勧奨地点の旧居住者について .....	64
2 旧緊急時避難準備区域の旧居住者について .....	64
3 旧一時避難要請区域の旧居住者について .....	64

## 第1 はじめに

本件訴訟において、1審原告らは、平穏生活権侵害に基づく損害賠償請求に関する、「全ての原告に共通する精神的な損害の一部（内金）」として、一律に月額金5万円の慰謝料を請求するとともに、一部の1審原告らは「ふるさと喪失」損害を別途請求している（ただし「中間指針等による賠償額」の範囲内については本訴請求債権から除外されている。原判決の150～151頁参照）。

原判決は、1審被告東京電力が裁判外で中間指針等及び自主賠償基準に基づいて賠償する旨公表して賠償している「中間指針等による賠償額」については、1審原告らが本件事故に基づく精神的損害の慰謝料として請求する債権と質的に同質の損害であるから、裁判所は、証拠上認められる全ての考慮要素を考慮して精神的損害の賠償額を認定し、それが「中間指針等による賠償額」を超えるか否かを判断するとしている（151頁）。

このように本件訴訟の争点は、1審原告らに共通する精神的損害として、「中間指針等の賠償額」を超える精神的損害の賠償請求権の有無である。

原判決は、この争点について、1審原告らの旧居住地の避難指示区分によって1審原告らをグループ化して共通被害を認定するのが相当であると述べたうえで、各避難指示区分の1審原告らについて、「それぞれ、「中間指針等による賠償額」を超える共通損害が認められるか否かを判断する」としているものである（155頁）。

このような観点から、本控訴審においても、1審被告東京電力は、1審被告東京電力準備書面（1）（自主的避難等対象区域）、同（2）（旧緊急時避難準備区域）、同（3）（避難指示区域）、同（4）（旧一時避難要請区域）、同（7）（県南地域及び丸森町）及び同（8）（区域外）を提出して、それぞ

---

<sup>1</sup> 原判決のいう「中間指針等」とは中間指針（追補を含む。）及び1審被告東京電力の自主賠償基準を総称したものという。原判決359頁。

れの避難指示区分の旧居住者である 1 審原告らの精神的損害の考え方について主張したが、本準備書面においては、これらの従前の主張を踏まえつつこれを補充して主張を整理し、もって、1 審原告らについて「中間指針等による賠償額」を超える共通損害が認められないことを明らかにするものである。

## 第2 本件事故と相当因果関係のある損害の範囲について

1 審原告らの原賠法 3 条に基づく「原子力損害」の賠償請求権の対象は「原子力損害」に限られているところ（同法 3 条 1 項）、「原子力損害」とは、原賠法 2 条 2 項において、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう」と定められている。

したがって、本件事故による原賠法 3 条に基づく原子力損害賠償請求権に基づく損害賠償の対象となるのは、本件事故の結果生じた「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用」との間に相当因果関係が認められる損害であり、1 審被告東京電力が賠償責任を負うのは、本件事故による放射線の作用との間に相当因果関係が認められる損害に限られる（東京地裁平成 31 年 3 月 27 日判決（丙 A 49 の 111～112 頁参照）。

そして、本件事故による「放射線の作用」（以下「本件放射線作用」という。）の影響は、事故時点で居住していた地域ごとに、本件原発からの近接性や空間放射線量の多寡等の違いによって、その度合いが違ってくる。そのため、本件原発からの近接性や空間放射線量の多寡、政府等による避難指示の有無等の差異に応じて「原子力損害」に当たる 1 審原告らの利益侵害・損害の有無・程度を判断することが必要である。

この点、本件事故後に政府の避難指示によって強制的に避難を余儀なくされた 1 審原告らにおいては、本件放射線作用によって、従前の住居地での平穏な生活に関する利益を害されたものと考えられるが、帰還困難区域等<sup>2</sup>に指定された区域を除いて、平成 29 年 4 月 1 日までに避難指示が解除されていることから、それぞれについて本件放射線作用と相当因果関係のある原子力損害の範囲が検討される必要がある。

また、本件事故後に政府の避難指示の対象とはされていないが、屋内退避や緊急時の避難準備などの指示等の対象となった区域についても、強制的な避難指示の対象区域とは平穏な生活利益の阻害の程度は異なるものの、本件放射線作用によって平穏な生活利益を害されたものと考えられるが、これらの区域内における本件放射線作用の状況や生活阻害の客観的状況等を踏まえて、本件放射線作用と相当因果関係のある原子力損害の範囲が検討される必要がある。

さらに、本件事故後に避難指示をはじめとして、政府や自治体の何らかの指示の対象とされなかつた区域については、その区域内における本件放射線作用の状況を踏まえて、法律上保護される利益に対する侵害の有無が検討される必要がある。

このように、原子力損害としての精神的損害の賠償の範囲及び慰謝料算定を行うに当たっては、本件事故後に生じた本件放射線作用（これは避難指示区分ごとにその程度や態様は異なる。）による法律上保護される利益に対する侵害の有無とこれが肯定される場合においては本件放射線作用と相当因果関係のある原子力損害の範囲について、客観的な事情に基づいて、一般的・平均的な人を基準として判断される必要がある。

以下では、以上を踏まえて、避難指示区分を踏まえた、本件放射線作用と相

---

<sup>2</sup> 帰還困難区域並びに大熊町及び双葉町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域をいう。

当因果関係のある精神的損害の考え方について、主張を整理する。

### 第3 政府による避難指示等の対象とならなかった区域の旧居住者(滞在者を含む)の精神的損害について

#### 1 はじめに

政府による避難指示等の対象とならなかった区域（避難指示等対象区域以外の区域）の1審原告らとしては、原判決の区分に従えば、旧居住地が自主的避難等対象区域である1審原告ら、自主賠償基準の対象区域<sup>3</sup>である1審原告ら、これらの区域外である1審原告ら（原判決155頁の区分でいうところの⑦乃至⑨），がこれに該当する。

これらの区域の旧居住者である1審原告らは、政府又は自治体による避難指示等の対象となったものではなく、そのような中で自主的な判断に基づいて避難をした者も、滞在を継続した者もいる。

これらの区域の旧居住者の精神的損害に関する主張については、1審被告東京電力準備書面（1）（自主的避難等対象区域）、同（7）（県南地域及び丸森町）及び同（8）（区域外）において主張したところであるが、以下では、これらでの主張を補充して主張する。

#### 2 1審原告らの慰謝料請求に係る被侵害権利又は被侵害利益についての検討

本件訴訟における旧居住地が避難指示等対象区域外である1審原告らによる精神的損害の請求の根底には「本件事故による放射線の作用に対する不安」

---

<sup>3</sup> 自主賠償基準の対象区域は福島県の県南地域及び宮城県丸森町がこれに該当する。

があることから、以下では、「本件事故による放射線の作用に対する1審原告らの不安」が法律上保護される利益に当たるかどうかという観点から検討する。

1審原告らの主張する不安は、身体侵害を伴わない人格的利益の侵害であり、このような利益侵害については、判例（後記、大阪国際空港事件上告審判決等）はいわゆる受忍限度論を用いて権利・法益に対する侵害の有無を判断してきた。本件訴訟においても、本件放射線作用によって原告らに生じたと主張する不安の法的評価として、1審原告ら各人に認められる「法律上保護される利益」に対する「侵害が生じた」と解されるか否か（受忍限度を超えるか）、が問題である。

この点を考える上では、以下で引用する裁判例が基本的考え方を提供するものと考える（下線はいずれも引用者による。）。

ア 大阪国際空港事件上告審判決（最大判昭和56年12月16日・民集35巻10号1369頁）

大阪国際空港事件上告審判決（最大判昭和56年12月16日・民集35巻10号1369頁）においては、大阪国際空港に由来する「相当強度な航空機騒音」に曝露されていることを前提とした上で、B滑走路供用開始の月である昭和45年2月以降の損害額を月額1万円とし、それ以前の時期については、居住地区に応じて月額3000円又は8000円との原審の認定について「本件空港に離着陸する航空機の被上告人らの居住する地域に及ぼす騒音等の性質、強度、頻度等が原判決において認定されたようなものである場合において」という前提の下で、是認したものである。

この大阪国際空港事件上告審判決は、同控訴審判決の説示内容について、「もっとも、原判決の判示のうちには、単なる身体的被害発生の可能性ないし危険性そのものを慰藉料請求権の発生原因たる被害と認めているかにみえる箇所があるところ、そのような可能性ないし危険性そのものを直ちに慰

藉料請求権の発生原因たるべき現実の被害に当たるということができないことは「いまでもない」と判示しているところ、かかる判示は、いわゆるニューサンス（生活妨害）に係る裁判上の慰謝料請求権の成否に関する今日において確立された判例法理であり、本件訴訟において1審原告らが主張する「不安」を法的にどのように評価するかという争点に関してもそのまま妥当する。

イ 水戸地裁土浦支部平成5年6月15日判決（判時1467号3頁）

本裁判例は、茨城県つくば市及び牛久市に居住する原告らが、理化学研究所に対し、DNA実験により、その生命、身体に回復しがたい重大な損害を受けるおそれがあり、平穏で安全な生活を営む権利や生命、身体に対する安全性の意識が現に侵害されているとして、不法行為及び人格権に基づく実験の差止めを求め、さらには不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。

この点、判決は差止請求に対しては、「平穏生活権或いは人格権の侵害は、それが客観的に違法といえる程度に重大で、社会生活上、通常人が一般に受忍すべき限度を超えたものであることが必要」であるとした上で、本件においては、侵害の現実の発生または発生の蓋然性は認められないから、一般に受忍すべき限度を超えた平穏生活権あるいは人格権の侵害といえないことは明らかであるとして差止請求権は認められないとした。

また、損害賠償請求に対しては、「原告らが主張する生命、身体の安全性の意識はその内容が極めて抽象的かつ曖昧といわざるを得ないうえ、一般に精神的被害として慰謝料をもって償われるべきものとされる現実の精神的苦痛や恐怖心などとは異なり、漠然とした懸念、不安感、或いはせいぜい危惧感という程度の心理的負担ないし感情であって、差し迫ったものとは認められないので、これをもって法律上保護されるべき利益ということはできず、仮に、原告らがその主張するような安全性の意識を侵害されたと感ずること

があるとしても、法的には原告らの主観的感情が害されたという以上にその権利ないし法律上保護に値する利益が侵害されたものとは認められない。」と説示した。

上記裁判例も、DNA実験施設というバイオハザード施設に対する、周辺住民の科学的裏付けのない不安感に対する法的評価を示しており、本件において参考すべき裁判例といえる。すなわち、DNA実験施設というバイオハザード施設のように、仮に重大事故が生じた場合、地域に甚大な被害が生じることが予想される点で、本件事案との類似が見られるところ、侵害の現実の発生または発生の蓋然性は認められない場合に生じる不安は、法律上保護されないことを本裁判例は指し示している。

#### ウ 岡山地方裁判所平成14年1月15日判決(D1-Law28071810)

本件は、岡山県吉備郡の集落に居住する原告らが、平成2年頃以降現在に至るまで、長年にわたり継続して、廃タイヤ、建築廃材、食品汚泥、廃プラスチック、シュレッダーダスト（自動車内装破碎くず等）といった産業廃棄物を本件土地内に次々に搬入しては堆積させた結果、重金属等の有害物質や腐敗性有機物を雨水とともに地中に浸透させることにより土壤汚染及び水質汚濁を引き起こすとともに、地下水脈を通じ、集落まで重金属等の有害物質を到達させ、前記産業廃棄物を焼くことで、大気等を通じ、集落までダイオキシン等の有害物質を到達させ、また、本件土地内に前記産業廃棄物を大量に堆積することによってこれが降雨時に土砂とともに土石流となって流れ出し、集落まで到達しかねない危険な状態を作出したとして、その結果、集落に居住する原告らの生命及び健康を維持し、快適な生活を営むことを内容とする人格権を現に侵害しているだけでなく、将来にわたり侵害する危険が高いとして、人格権による妨害排除請求権及び妨害予防請求権に基づき、

産業廃棄物搬出等の差止を求め、さらには、人格権を侵害され、著しい精神的苦痛を被ったとして損害賠償請求を行った事案である。

かかる事案においても、「原告らは、被告Aが本件土地内に産業廃棄物（焼却灰を含む。）を大量に堆積することによって、重金属類や腐敗性有機物による土壤汚染及び水質汚濁を引き起こし、原告らの居住集落における生活環境を悪化させたものであり、原告らの快適な生活を営むことを内容とする人格権を侵害する不法行為が成立する旨主張するところ、有害物質等の排出による土壤、地上水・地下水、大気の汚染による生活環境の侵害を内容とする不法行為の成否については、単に汚染原因物質の排出が法令に定める行政規制に違反するというだけでは足りず、当該規制違反行為の態様、これによつて侵害を受ける権利その他の法的利益の性質及び内容、その侵害の程度、とりわけ、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害防止に関する措置の有無及びその内容、効果等諸般の事情を総合的に考察して、権利その他の法的利益が侵害されているといえるか否か、これが肯定されるとしても、当該被害が一般社会生活上受容すべき限度を超えていといえるか否かを判断することが必要であり（なお、最高裁判所平成元年（才）第1682号平成6年3月24日第1小法廷判決・判例時報1501号96頁参照），この見地から、前記不法行為の成立を肯定するためには、原告らの生活空間における当該有害物質による汚染の状況等からみて本件土地における汚染原因物質の排出が原告らに対し現に何らかの健康被害を与えているか、そうでないとしても、生活環境の頑著な悪化をもたらしているため原告らにおいて健康被害を受ける危険が差し迫っている状態にあることを要するといるべきである。」と判断されている。この裁判例は、原告らの健康に対して何らかの具体的な健康被害を生じさせているか又はそのようなおそれが生じており、差し迫った危険が生じていると認められるかどうか、という点こそが問題であることを示唆するものである。本裁判例は、有

害物質が排出され、それに対し、住民が人格権を侵害されたと主張している点で、本件事案と類似しているものといえる。そして、本裁判例も何らかの具体的な健康被害を生じさせているか又はそのようなおそれが生じており、差し迫った危険が生じていると認められるかどうかをメルクマールとしていることから、本件事案でも、何らかの具体的な健康被害を生じさせているか又はそのようなおそれが生じており、差し迫った危険が生じていると認められる場合でなければ、1審被告東京電力に不法行為責任は生じないものというべきである。

エ 東京地裁平成27年3月31日判決（丙A40），東京高裁平成28年1月13日判決（丙A41），最高裁上告棄却，上告審不受理（確定）（丙A42）

本裁判例は、東京都渋谷区の住民が、本件事故により精神的損害等を受けたと主張して、被告に対して、その損害賠償等を求めたのに対して、1審判決が原告の請求を棄却し、その後なされた原告の控訴を棄却したものである（東京地裁平成27年3月31日判決（丙A40），東京高裁平成28年1月13日判決（丙A41），最高裁上告棄却，上告審不受理（確定）（丙A42））。

1審判決（丙A40）は、本件事故後における政府の避難指示及び屋内退避指示等は、本件原発から半径30キロメートルの範囲内の住民等に対するものにとどまっており、東京都内の住民等に対してまで避難が求められていたものではないし、政府等の発表や報道等においても、避難指示及び屋内退避指示の範囲外の地域に関しては、放射線による健康上の影響を懸念する必要はない旨説明されていること、食品等についても暫定規制値に基づく出荷制限がとられていること、現在において100ミリシーベルト以下の低線量被ばくとがん、白血病等の発症確率の増加との間の因果関係につき生物学的、

疫学的な証明はされておらず、低線量被ばくが健康に与える影響は他の発がん要因との区別が困難なほど小さいとされていること、ICRPの提言や政府の定める暫定規制値等は、放射線防護の観点から、被ばく線量を可能な限り小さくすることを目的として定められたものであり、実際に健康に影響を生じ得る水準を相当下回る値を基準とするものと考えられることからすると、実際の被ばく線量がこれを上回ったとしても、直ちに生命及び身体に影響が生じるものではないといえると認定した上で（同23～24頁），本件の事情からすれば、原告及び原告の子らの生命、身体、財産等に対して具体的な危険が生じていたということはできないとして、原告が強い恐怖感、不安感を抱いたとしても、それは一般的、抽象的な危険性に対するものにすぎず、人格権が侵害されたということはできないと説示して（同25頁），原告の請求を棄却したものである。

また、同控訴審判決（丙A41）も原審の判断を支持し、控訴人は本件事故により、その生命、身体及び財産に対して具体的な不安を抱いていたと認められると認定した上で（同6～7頁），控訴人がそのような具体的な不安を抱いたからといって、そのことのみから当然に、法的保護に値する利益への侵害があったと評価することはできず、法的保護に値する利益への侵害行為として評価されるためには、本件事故により、控訴人の生命、身体、財産に対する具体的な危険が生じており、控訴人が抱いた不安感がそのような危険に対するものであったことを要すると解するのが相当であり、具体的危険の存在を捨象した不安感も法的保護の対象となりうると解することは、各人が抱いた不安感のうち、客観的根拠に基づかない漠然とした不安感をも法的保護の対象とすることになりかねないのであって、妥当でないと説示している（同7頁）。

その上で、1審判決が摘示した前述の事実等を踏まえて、本件事故により控訴人の生命、身体、財産に対して具体的な危険が生じていたとは認められ

ないとして、控訴人による人格権侵害の主張を排斥したものである。

本裁判例は、東京都の住民の請求に対するものであるが、本件事故による具体的な法的利益の侵害の有無に係る判断枠組み及びその具体的判断については、年間20ミリシーベルトを大幅に下回る自主的避難等対象区域及びその区域外についてもそのまま妥当するものであり、法益侵害に対する具体的な危険を抽象化した、漠然とした不安感については法的保護の対象とならないことを明示している点において、高裁レベルの重要な裁判先例である。

オ 東京地裁平成27年6月29日判決（丙A33），東京高裁平成28年3月9日判決（丙A34）

本裁判例は、本件事故当時福島県南相馬市内の旧緊急時避難準備区域に居住していた原告が本件事故により平成23年3月11日に避難し、同年8月上旬に帰還したという事案において、被告に対して慰謝料として金1183万6000円の賠償を求めたのに対して、かかる請求が棄却された裁判例である。

(ア) 東京地裁・1審判決（丙A33）

本事件における1審判決では、旧緊急時避難準備区域に指定された福島県南相馬市からの避難生活に係る精神的苦痛を認めつつ（36頁），帰宅後の精神的苦痛については、相当期間の経過後に慰謝料の発生を認めるべき程度に至らない水準まで緩和したと判断し（38頁），また、高い放射線量の下で生活をすることの精神的苦痛があるとの原告の主張に対しては、低線量放射線被ばくと健康影響に関する国際的にも合意された科学的知見等を踏まえれば、年間20ミリシーベルトの被ばくですらそれが健康に影響を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることができないと説示した上で（39頁），原告の南相馬市への帰還後の生活圏において毎時0.2

3マイクロシーベルト（年間追加被ばく線量1ミリシーベルト相当）を超える放射線量が観測される地点が存在し、それに対する不安を抱いている  
としても、その不安は合理性を有するものとはいえず、それによって原告の平穏生活権が侵害され、慰謝料請求権を発生させるほどの精神的苦痛を受けていると認めることはできないと説示し、また、本件事故後に本件原発の不安定な状況が続いていたとしても、これによっても原告の自宅所在地やその周辺に放射能汚染が拡大し、原告が被ばくする現実的な危険が発生したと認められるものではなく、原告が本件原発から20キロメートル以上離れた地点で生活することに不安を抱いたとしても、その不安は漠然としたものにとどまるといわざるを得ず、原告に慰謝料請求権を生じさせるほどの精神的苦痛が生じたとまでは認められないと説示している（38～41頁）。

その上で、原告が本件事故によって被った精神的損害についての慰謝料額は、既に申立人から支払われた避難慰謝料である184万円を超えるとは認められないとして、原告の請求を棄却したものである（41～42頁）。

この1審判決が低線量放射線被ばくによるリスクについて説示した部分を引用すれば以下のとおりである。

「前記認定事実のとおり、国際的な合意である原子放射線の影響に関するU N S C E A R（国連科学委員会）等の国際機関の報告書に準拠して、当時の科学的見地から放射線の健康に対する影響等について報告されたWG報告書においては、100ミリシーベルト以下の被ばく線量について、放射線による発がんのリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされ、人体に対するリスクを明らかにするには至っていない上、積算量100ミリシーベルトを長期間にわたり継続的に被ばくした場合には、短期間で被ばくした場合に比較して、健康に対する影響が小さいことが報告されている。また、低線量被ばくについて、被ばく線量に対して直線的にリス

クが増加するという考え方（なお、この考え方自体、未だ国際的な合意を得られているわけではない。）を採用したとしても、年間20ミリシーベルトの被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因によるリスクに比較して低いことも報告されている。さらに、ICRP（国際放射線防護委員会）は、本件事故に関し、緊急時被ばく状況における計画的な被ばく線量として年間20～100ミリシーベルトの範囲で参考レベルを設定すること、防護措置として、長期間の後には放射線レベルを年間1ミリシーベルトへ低減するため、参考レベルを年間1～20ミリシーベルトの範囲で設定することを勧告している。これらの科学的知見等に照らせば、年間20ミリシーベルトの被ばくですら、それが健康に被害を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることはできないというべきである」（39頁）。

このように、本判決は、避難に係る精神的損害について、南相馬市への帰還後における放射線への不安に係る慰謝料請求については、上記説示のとおりの低線量放射線被ばくの健康影響に関する科学的知見に基づいて、慰謝料請求権を発生させるほどの精神的苦痛が生じたものとは認められないと説示したものである。

#### （イ）東京高裁・控訴審判決（丙A34）

1審判決に対して原告が控訴した控訴審判決（東京高裁判決）は、原審の判断を是認して、控訴を棄却している。

特に、原告が、放射線に対するリスクについては一般人の意識等も総合的に考慮すべきと主張したのに対して、以下のように述べて、これを排斥している。

「証拠（略）によれば、南相馬市の市民の多くが、平成24年以降、平成27年に至るまで、放射線による人体への影響について、一定の不安を抱いていることを認めることができる。

しかしながら、多くの市民が何らかの不安を感じていることから直ちに、その不安が合理的な根拠に基づくものであるということはできないし、証拠上、その不安の内容や程度が判然としないことからしても、そういうた  
不安を抱かされたことについて、当然に、被控訴人（引用者注：被告を指す。）に対して、法的な責任を追及することができるとはいえない。

証拠（略）上、100ミリシーベルト以下の被ばく線量における放射線の健康に対する影響については、科学的に十分に解明されている訳ではないことが認められるものの、先に判断したとおり、現在の科学的知見等に照らせば、年間20ミリシーベルトの被ばくですら、それが健康に被害を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることはできないというべきである（なお、控訴人は、ICRP（国際放射線防護委員会）が、LNTモデル（年間100ミリシーベルトを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定に基づくモデルのこと。証拠略）に基づく勧告をしていることを指摘するが、ICRPは、低線量放射線被ばくにおける健康影響が不確実であり、上記モデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的、疫学的知見がすぐには得られそうにないことも踏まえつつ、放射線防護の立場から、低線量放射線被ばくのリスクの管理に当たり、慎重な対応をとるための根拠を提供することを目的として、かかる勧告をしているものと解されるのであって、このような勧告がなされていることをもって、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすことが科学的に裏付けられていると認めることはできない。）。この点、低線量被ばくによっては健康被害が生じないと自然科学的根拠に基づき明確に断定できない限り、その不安には合理的な理由があるというかのごとき控訴人の主張は、採用することはできない。

その他、本件事故直後の放射性物質の飛散状況が不明確であることや、  
空間線量率に比して内部被ばくの状況が不明確であることなど、控訴人が  
主張するところを検討してみても、自らの生活圏内に毎時0.23マイク  
ロシーベルトを超える放射線量が観測される地点が存在することによって、  
年間1ミリシーベルトの追加被ばくを受けることとなり、健康への影響が  
生じることになるという控訴人の不安が、合理的な根拠に基づくものであ  
ると認めることはできない。

よって、かかる不安を理由としての慰謝料請求は認められない。」（以上、4～5頁）

以上の判例・裁判例を踏まえて検討するに、一般論として生活環境の侵害を内容とする不法行為の成否については、当該行為の態様、これによって侵害を受ける権利その他の法的利益の性質及び内容、その侵害の程度、とりわけ、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害防止に関する措置の有無及びその内容、効果等諸般の事情を総合的に考察して、権利その他の法的利益が侵害されているといえるか否かを判断することが必要であるところ（なお、最高裁判所平成元年（オ）第1682号平成6年3月24日第1小法廷判決・判例時報1501号96頁参照。同判決は、レディミクストコンクリート製造工場の操業に起因する騒音等のため操業の差止め及び慰謝料の支払を請求した事案に関し、被害者の住宅の建替えによって被害の程度が変化していること、付近は相当の交通騒音が存在する地域であることなどの事情を総合的に考察し、被害者の現在の住居に流入する騒音の音量、程度等、ひいてはそれによる被上告人の被害の程度の変化についても考慮に入れて騒音、粉じんによる被害が社会生活上の受容すべき程度を超えるものであるかどうかを判断すべきであるとした。），以上のような最高裁判決を含む裁判例の考え方によれば、1審原告らが本件事故後に不安を

感じることがあったとしても、それが「法律上保護される利益に対する侵害」に当たると評価されるためには、法益の性質及び侵害の態様に照らして受忍限度を超えるものであったと評価できる場合でなければならず、抽象的で漠然とした不安感や危惧感を感じるというだけでは足りず、具体的な危険を前提とした不安が生じていることが必要であると解される。

### 3 「法律上保護される利益」に対する侵害の有無の検討

#### (1) はじめに

1審原告らが主張する精神的損害は、「本件放射線作用に対する1審原告らの不安」から生ずるものであるが、抽象的・主観的な利益にすぎないものを被侵害利益として把握することは前記判例に照らしても許されない。したがって、仮に「法律上保護される利益」の侵害を観念し得るとしても、本件事故の発生態様等の固有の事情（本件事故の特殊性）を踏まえて、1審被告東京電力が提示して賠償している考え方のとおり、自主的避難等対象区域内の一般的・平均的な人を基準として、本件事故発生直後の客観的な状況の下で抱くことが不合理ではないと考えられる相当程度の不安によって平穏かつ正常な日常生活が相当程度阻害されたと認められる範囲内においてのみ、「法律上保護される利益」の侵害を観念し得るものというべきであり、そのような客観的な事情を離れて、単に主観的・抽象的に不安や危惧感を抱いているということそれ自体は、本件放射線作用によって1審原告らの「法律上保護される利益」が侵害されていることを意味するものでないことに留意する必要がある。換言すれば、客観的な放射線の作用から離れて、専ら1審原告らの主観面のみを根拠として、1審原告らの慰謝料請求権が基礎付けられることはあってはならない。

そこで、以下では、1審原告らの「法律上保護される利益」に対する侵害

の有無・程度を検討する上で基礎となる、本件事故後の客観的な事情が問題となる。

## (2) 客観的基礎事情

本件事故後における避難指示等対象区域外の区域における本件放射線作用の状況やその健康影響に関する新聞報道等による情報提供の状況、これを踏まえた自主的避難の状況、社会的活動の状況等については、1審被告東京電力準備書面（1）の第2（自主的避難等対象区域について）、同（7）の第2乃至第4（自主賠償基準の対象区域）及び同（8）の第2及び第3において詳述したとおりである。

これらの状況を要約すれば、以下の点を指摘することができる。

- ア 避難指示等対象区域外においては、本件放射線作用によって住民の健康に影響が生ずる状況にはなく、政府による避難指示等の対象とされていないこと
- イ 本件事故の直後である3月16日頃から、避難指示等対象区域外における空間放射線量によって直ちに健康影響が生ずるものではないとの専門家の見解が繰り返し地元紙及び全国紙において報道され、自治体からも冷静な対応をとることが促されており、避難指示等対象区域外の住民が避難することが科学的に必要であるという論調は新聞報道において見当たらないこと
- ウ 本件原発の状況についても連日報道されており、4月17日には、事故の収束に向けての道筋が公表され、今後6～9か月程度で原子炉の冷温停止を目指すスケジュールが公表され、冷温停止のためになすべきことが明確化されるなど収束に向けての方向性が示されていること
- エ 3月下旬以降は本件原発敷地内での汚染水の問題なども報道されているが、避難指示等対象区域外における空間放射線量の状況は3月16日以降

日々報道がなされ、時間の経過とともに大きく低減していることが報じられており、汚染水の問題等の本件原発の敷地内の状況によって避難指示等対象区域外の住民の生活環境中の放射線量が上昇するという状況にはないこと

オ 4月1日には地元自治体である福島県が県産農産物の安全性をPRする「がんばろう ふくしま！」と題したキャンペーンを開始し、福島県知事が出荷停止等の対象品目以外の農産物の安全性をPRしており、4月7日には、一部の地域を除き、福島県内の避難指示等対象区域外の地域において、農家に対する作付け延期要請が解除され、避難指示等対象区域外での農業再開が見込まれる状況になったこと

カ 4月19日には文部科学省・厚生労働省より、小・中学校等の校庭・園庭利用の基準として毎時3.8マイクロシーベルトの基準が示され、4月末にかけて学校での屋外活動の制限が概ね解除されていること

キ 4月22日には、避難指示区域と接する20～30キロメートル圏内において屋内退避区域の指定が解除され、屋内退避は必要ないものとされ、計画的避難区域に指定された一部区域を除いて、緊急時避難準備区域として再編されるに至っていること

ク 避難指示等対象区域外の空間放射線量は年間20ミリシーベルトを大きく下回る水準で推移しており、そのことは日々報道されており、かつ、時間の経過とともにさらに低減していること

ケ 避難指示等対象区域外では、平成23年3月下旬以降企業等の活動が再開されており、4月上旬以降、小・中学校でも新学期の授業が開始されていること

コ 本件原発の状況や避難指示等対象区域外の空間放射線量の状況、社会的活動の状況、避難指示等対象区域外の放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見の状況等については、新聞報道等によって本件事故発生直後から

繰り返し情報提供がなされており、政府及び自治体からも冷静な対応が繰り返し呼びかけられており、その結果として、自主的避難等対象区域内の住民はそのほとんどが自主的避難をしておらず、新聞報道等によって情報の提供がなされたことにより、広く冷静に事態が受け止められていた実情があること

このように、避難指示等対象区域外においては、本件放射線作用の状況からして、科学的知見に照らし住民の健康に影響を及ぼすものではなく、客観的・具体的な健康被害の危険が生じていたとは評価できない（もし仮にそのような危険が生じていれば避難指示の対象となるべきものである。年間20ミリシーベルトの避難指示の基準は、100ミリシーベルト未満では放射線被ばくによる健康リスクは他の要因に隠れてしまうほど小さいとされている国際的にも合意された科学的知見に照らして、十分に余裕のある基準となっているものである。）。そして、その旨は広く全国紙・地元紙等によって繰り返し情報提供がなされており、その放射線量の状況が健康に影響を及ぼすものであり、避難が必要であるとの新聞論調は見られない。このような情報提供は実際に住民に広く受け入れられており、4月下旬にかけての時間の経過の中で、学校や企業の再開なども進んでおり、生活も落ち着きを取り戻している状況が窺われる。

### （3）被侵害利益の評価

上記でみたとおりの客観的な事情に鑑み、法益侵害の前記判断枠組みによれば、1審原告らについては、本件放射線作用によって客観的な健康被害の危険にさらされたものとはいってることができず、「法律上保護される利益」が侵害されたとは直ちに評価することはできない。

もっとも、本件事故発生当初の時期においては、本件事故の状況は必ずし

も明確でなく、自己の置かれている状況についての情報を正確に把握することが困難な時期があったことも確かであり、また、本件事故の今後の進展について恐怖や不安を覚えることも合理的と解される状況にあった可能性もある。

したがって、本件事故の発生態様等の固有の事情を踏まえれば、本件事故の今後の進展や健康影響がわからないことにより、本件事故が発生しなければ生じなかつた平穏な日常生活の阻害が生じると考えられる範囲においては、これによる精神的苦痛は、法律上保護される利益に当たり得ると解することが可能であると考えられる。また、法律上保護される利益に当たり得るか否かは、個々人の事情に依存するものであるが、その個人の事情を精査した上で精神的苦痛に対する賠償を行うか否かを判断することは、必要な賠償の大幅な遅延を生じさせるリスクがあるため、かかるリスクを回避するために、生じた精神的苦痛が法律上保護された利益であると評価し得ると考えられる者を基準として、裁判外での紛争解決の促進の観点から、一定の合理的な地理的範囲に居住する住民に対しては一律に賠償することにも必要性・合理性を認め得る。

1 審被告東京電力においては、このような考え方に基づいて、自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償を行っているものである。

#### 4 被侵害利益を踏まえた本件放射線作用と相当因果関係のある精神的損害の把握のあり方について

##### (1) 被侵害利益の内容に照らして慰謝料額は相応のものであるべきこと

しかし、このように自主的避難等対象者について精神的損害の発生を認め得るとしても、避難指示等対象区域外において、客観的な観点から、本件放射線作用による住民の健康被害の危険が生じていないことについては前述

のとおりであり、そのことは広く情報提供がなされているとおりであるから、本件放射線作用と相当因果関係のある精神的損害という観点からは、その慰謝料額はかかる本件放射線作用の実情に相応するものでなければならない。そうでなければ、客観的な危険から離れた主観的な心情のみに基づいて慰謝料額を判断することになって相当でないからである。

前述のとおり、東京高判平成28年3月9日（丙A34）では、「現在の科学的知見等に照らせば、年間20ミリシーベルトの被ばくですら、それが健康に被害を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることはできない」というべきである（中略）。この点、低線量被ばくによっては健康被害が生じないと自然科学的根拠に基づき明確に断定できない限り、その不安には合理的な理由があるというかのごとき控訴人の主張は、採用することはできない。」

「その他、本件事故直後の放射性物質の飛散状況が不明確であることや、空間線量率に比して内部被ばくの状況が不明確であることなど、控訴人が主張するところを検討してみても、自らの生活圏内に毎時0.23マイクロシーベルトを超える放射線量が観測される地点が存在することによって、年間1ミリシーベルトの追加被ばくを受けることとなり、健康への影響が生じることになるという控訴人の不安が、合理的な根拠に基づくものであると認めることはできない。」とし、「かかる不安を理由としての慰謝料請求は認められない。」（4, 5頁）と説示しており、福岡高判平成30年12月10日（丙A50）においても、「100mSv以下の低線量被曝によっても健康への影響（確率的影响）があることについて、確立した科学的知見に関する証拠はないといわざるを得ないことも前記説示のとおりである。したがって、上記認定の程度の年間積算線量（引用者注：年間積算線量が約18.7ミリシーベルトを上回らない。）の被曝によって健康被害を生ずる可能性があると認めることはできない」と説示されているところである（112頁）。

したがって、精神的損害の発生を認めるとしても、このような避難指示等対象区域外の本件放射線作用の客観的な危険の程度から離れて、損害賠償の範囲を画し、慰謝料額を算定することは許されない。本件事故による侵害の内容である本件放射線作用による客観的な危険が生じていないこと、およびその旨の情報が広く提供されており、住民によっても受容され、ほとんどの住民は自主的避難を実行せず、社会的活動を再開しているという基礎事情を踏まえて、そのような中でも生じ得る不安や恐怖に基づく日常生活阻害に係る精神的苦痛に相応する慰謝料額が検討される必要があるのであり、そのような観点からは、1審被告東京電力が公表して賠償している精神的損害の賠償額（大人1人当たり8万円、妊婦・子供1人当たり48万円）は、本件放射線作用の客観的な危険に照らして、その精神的苦痛を慰謝するに足りるものであり、少なくとも、自主的避難者及び滞在者の双方を含む1審原告らに共通する精神的損害を慰謝する水準のものとなっているのである。

（2）賠償の対象となる精神的損害は本件放射線作用による原子力損害に限られること

1審原告らは、避難の実施自体が本件事故から生じた不安感等を契機とするものである以上、その後の避難生活の中で生じた苦痛についても、本件事故の「放射線の作用」により生じた「原子力損害」であるとの理解を前提として精神的損害の請求をしているものとも思われる。しかし、本件事故直後の時期において不安感等が生じ、一時的な避難の実施を自ら選択すること自体の相当性を認めることまでが否定されないとしても、避難を実施するか否かに加え、どこに避難をし、避難先でいつまでの間、どのような生活を送るかは各個人の判断に全面的に委ねられていたものであり、自らの意思によりいったん避難したとしても、いつでも帰還できる状況にあったものであるから、避難後の生活の中で何らかの苦痛が生じたとしても、そのような苦痛は

各人による選択の結果から生じたものであって、本件放射線作用から生じたものではない。

むしろ、原子力損害としての精神的損害を考える上では、身体障害に至らない生活妨害、不特定多数者に向けられた侵害行為に関する精神的苦痛の程度が、（具体的な侵害相手の状況等でなく）平均的・一般的な人を基準として、客観的な共通の基準に基づき、受忍限度を超える違法性があるか否かが判断されるべきであり、この点は判例上も裏付けられる。

すなわち、最判平成7年7月7日民集49巻7号2599頁（阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件）では、騒音、排気ガス等により受忍限度を超える被害を受けた者とそうでない者とを識別するためにした原判決の基準の設定につき、「身体的被害に至らない程度の生活妨害を被害の中心とし、多数の被害者が全員に共通する限度において各自の被害につき一律の額の慰謝料という形でその賠償を求める事案において、各自の被害が受忍限度を超えるかどうかを判断するに当たっては、侵害行為の態様及び被害の内容との関連性を考慮した共通の基準を設定して、これに基づき受忍限度を超える被害を受けた者とそうでない者とを識別することに合理性があるというべきである。」として、「共通の被害である生活妨害によって被る精神的苦痛の程度は侵害行為の中心である騒音の屋外騒音レベルに相応するものということができる」とし、受忍限度を超える被害を受けた者とそうでない者とを識別するため、原判決が、居住地における屋外等価騒音レベルを主要な基準とし、本件道路端と居住地との距離を補助的な基準としたことを是認する判断をしている。

このように、最高裁判例は、騒音に関する感受性や実際に被る苦痛の程度も、家族構成や年齢（乳幼児等があるかどうかなど）、置かれた状況（受験生がいるかどうか、生活時間帯と交通量の関係がどうか、不眠の状況があるかどうかなど）で異なることは当然考えられるが、上記最判は、「精神的苦痛の程

度は侵害行為の中心である騒音の屋外騒音レベルに相応する」ものとして、騒音レベルにより「損害」の有無を判断しているのである。

かかる最判に照らせば、本件のような本件放射線作用による「損害」についても、「侵害行為の中心」である「年間積算線量」に「相応する」ものとして判断するのが合理的なはずであって（最高裁判例の採用する受忍限度論），避難したか否かや避難後の生活がどうであったかといった要素で判断されるべきではない。

(3) 損害賠償の範囲は主観のみによって左右されるものではないこと

前記のとおり、「原子力損害」かどうかは、本件放射線作用、すなわち、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用」により生じているかどうかにより定められるものであるから、かかる本件放射線作用による損害かどうかは、単に本件放射線作用に対する不安感・危惧感では足りず、科学的根拠に裏付けられたものとして、客観的に画されなければならない。

したがって、客観的な状況からみて、元の居住地に留まることができ、又は早期に帰還して従前通りに生活を送ることができる中でも、自らの判断で「帰還せずに避難生活を続けた」のであれば、仮にそれに伴い何らかの精神的苦痛があっても、それは本件放射線作用という侵害による損害とはいえない。本件放射線作用の客観的な危険を離れて、自主的避難者の選択判断に基づく行動の結果を加害者に帰責することは、「侵害に対する損害」の賠償の域を超えるものといわなければならない。

(4) 自主的避難等対象者について精神的損害の発生を認め得るとしても、本件放射線作用の状況やその情報提供の状況を踏まえれば、その賠償の対象となる期間は相当の期間に限られること

前述のとおり、自主的避難等対象区域においては本件放射線作用により住民の健康に影響が及ぶ状況ではなく、その旨の情報提供も繰り返しなされている状況にあったが、本件事故の発生態様等の固有の事情を踏まえれば、本件事故の今後の進展や健康影響がわからないことにより、本件事故が発生しなければ生じなかつた平穏な日常生活の阻害が生じると考えられる範囲においては、これによる精神的苦痛は、法律上保護される利益に当たり得ると解することが可能であると考えられる。

しかしながら、客観的な危険が生じていないことも踏まえれば、その放射線に対する不安感による自主的避難の選択を含む日常生活の阻害について慰謝料を基礎付け得ると解するとしても、前述のとおりの避難指示等対象区域外の本件事故後の客観的事情を踏まえれば、遅くとも平成23年4月22日ころまでには、「客観的な危険は生じておらず、そのことは広く情報提供されている中でも精神的損害を基礎付け得る」という状況は解消されているとみることが相当である。実際には、例えば、平成23年3月下旬ころまでには操業を再開している企業などもあり、そのような企業の従業員においては、平穏な日常生活に対する不安による阻害の状況は、このころまでには概ね解消されているとみることが可能であり、また、新聞等による情報提供に基づいて、居住継続に問題はないと考えて、不安に基づく日常阻害を生じさせることなく、通常の日常生活を継続していた方もいると考えられるから、実際にはより早く侵害状況が客観的に解消されている住民もいると考えられる。

したがって、自主的避難等対象者に共通する損害の把握としては、大人については、遅くとも同日頃までをもって賠償対象期間とすることは何ら不合理ではない。

原判決は、この点について、平成23年12月末までを自主的避難等対象者である1審原告らに共通する精神的損害の賠償対象期間であると判断し

ているが（原判決の269～271頁），本件事故後の本件放射線作用の状況やこれに基づく自主的避難等対象区域内の客観的な状況から余りに離れた判断であり，客観的な侵害の程度の評価を誤ったものと言わざるを得ない。

原判決は，本件原発の冷温停止の達成が確認されたのが平成23年12月16日であることを上記判断の根拠としているが，自主的避難等対象区域は本件原発からの距離が離れており，本件原発の状況に起因する放射線量の状況も本件事故直後においても健康に影響を及ぼす程度のものではなく，時間の経過とともにさらに低減しているものであって，自主的避難等対象区域の旧居住者である1審原告らの法律上保護される利益に対する本件放射線作用による「侵害」の評価という観点からは，平成23年4月22日頃以降の本件原発の状況それ自体を根拠にして，自主的避難等対象区域内の現実の本件放射線作用の状況から離れて，同年12月末までの間，当該1審原告らの法律上保護される利益が侵害されていたと評価することはできない。

したがって，大人である自主的避難等対象者である1審原告らに共通する精神的損害の賠償対象期間としては，本件放射線作用の状況に照らして，遅くとも，平成23年4月22日頃までであると解されるべきである。

## 5 自主的避難等対象者に対する「中間指針等による賠償額」は当該1審原告らに共通する損害を慰謝する水準であること

前述のとおり，健康被害に及ばない程度の放射線に関する不安感・危惧感について，「損害」として賠償することを要するかという点の問題もあり得るものであるが，1審被告東京電力としては，最大限の被害者保護を図るという観点から，本件放射線作用に基づく直接の健康上の影響はないものの，不安を払拭するための措置の費用の填補や不安感に対する慰謝の意味も込めて，自主的避難等対象区域に居住していた者に1人当たり8万円の支払を行うとともに，

実際に自主的避難を行った場合には4万円の追加的費用の実費賠償を行っている。また、妊婦及び子供には、それぞれ不安感に対する慰謝等の意味を込めて1人48万円（平成23年12月までを対象として40万円及びその後平成24年8月までを対象として8万円）を支払うとともに、自主的避難を行った場合は、それによる費用相当額として1人24万円（平成23年12月までを対象として20万円及びその後平成24年8月までを対象として4万円）を支払っている。

そして、下記の事情に照らせば、かかる「中間指針等による賠償額」は十分に自主的避難等対象区域の旧居住者の精神的苦痛を慰謝するに足りるものであり、これを超える当該1審原告らに共通する損害の発生は認められない。

ア 遅くとも平成23年4月22日までには平穏な生活を送れるようになっていたこと

上記で述べたとおりの本件事故後の状況に照らせば、自主的避難等対象区域に居住する平均的・一般的な人を基準にみると、平成23年4月22日頃までには、放射性物質の状況について合理的に判断するための情報が十分に提供され、同区域での生活に客観的な危険性が存しないことが明らかになるとともに、社会活動も正常化したものであり、平穏な生活を送ることに支障のない状況に至っていたということができる。

イ 屋内退避区域の住民との対比や過去の裁判例との対比からも金額水準として十分合理性があること

(ア) 屋内退避区域の住民との対比等

中間指針においては、屋内退避区域の住民に対しては当該指示の期間が約40日間で10万円の慰謝料額が定められているところ、自主的避難等対象者については、政府指示によって屋内退避を余儀なくされた住民の精

精神的苦痛を上回る精神的苦痛が生じていると解することは合理的でない。

避難指示等の対象とはされていない自主的避難等対象区域においては、本件事故後の空間線量率の情報（平成23年4月1日時点多くは毎時1マイクロシーベルト前後であり、平成24年4月1日時点多くは毎時0.23マイクロシーベルトを下回っている。）に照らしても、放射線被ばくによる客観的な健康リスクにさらされているとは評価できず、そのような科学的な知見は新聞報道等によって本件事故発生直後の時期から地元紙及び全国紙において継続的に情報提供がなされていると認められ、そのような中で、それでもなお生じる不安や恐怖に基づく日常生活阻害の精神的苦痛がここでの賠償対象であり、仮にそれが単なる不安感を超えて、具体的な法律上保護された利益に対する侵害を認め得るとしても、その侵害の程度は、屋内退避区域に比して大きいものではない。

#### (イ) 過去の平穏生活侵害に関する裁判例との対比

過去の裁判例においても、排ガスなど、有害物質の拡散により健康被害への不安感が生じ得る、いわゆる生活妨害のケースであっても、平穏生活権の侵害として認容される慰謝料の額は、概ね月額数千円からせいぜい1万円である。

例えば、前掲・最判平成7年7月7日は、国道43号・兵庫県道高速神戸西宮線及び同大阪西宮線の沿道からおおむね50メートル以内に居住している住民が、道路を走行する自動車の騒音、振動、排ガスにより被害を受けているとして、道路管理者に対し、損害賠償等を求めた事案であるが、原審である大阪高裁では、騒音の慰謝料が月額5000円～1万円、排ガスについての慰謝料が月額3000円と認定され<sup>1</sup>、これが確定している。

---

<sup>1</sup> 大阪高判平成4年2月20日判タ780号64頁。

また、現実に被害を生じていたものであっても、慰謝料額は数万円程度とされ、現実に身体的不調を来し、避難を余儀なくされたケースでも10万円程度である。

例えば、高松地判平成8年12月26日判時1593号34頁では、被告廃棄物処理業者が、豊島において、昭和55年から平成2年11月までの長期にわたり、和解条項違反行為を繰り返し、産業廃棄物の野焼きを連日行い、煤煙やガスにより激しい悪臭を放ち、また、有害物質を含む産業廃棄物を約51万トンも埋め立て、土壤及び地下水を汚染していたもので、当初より撤去の意思もなかったという極めて悪質なケースで、原告住民が被った悪臭、騒音、振動、煙害、交通の危険、健康不安、名誉感情の毀損等による種々の精神的損害につき慰謝料を5万円としている。

さらに、那覇地判平成19年3月14日自保ジャーナル1838号161頁では、被告の産業廃棄物処分場において発生した火災事故による大量の煙や異臭により、原告らが現にのどや頭の「痛み」を感じながら、市による「避難勧告」を受けて、自治会の公民館や親戚宅等へ避難したという事案で、（上記のように、実際にのどや頭の痛みなど身体的な異変すらも伴う事案であり、「避難勧告」されて避難した事案であるにもかかわらず）認定された慰謝料額は原告1人につき10万円である（ただし、その後の農作業等への深刻な影響について別途20万円の賠償を認めている。）。

これらの事案とは異なり、本件事故に関しては、自主的避難等対象区域での居住を継続したとしても、中長期的にみても健康被害・健康への悪影響を生じる状況はなかったものである。そうである以上、そもそも法的に保護された利益の侵害が生じたと言えるかどうかという点の問題もあり得るものであるが、仮にこの点を措くとしても、同区域の住民らに生じたと考え得る不安感等を慰謝するに足りる金額水準は、上記各事案における認定額を大きく下回るものと考えられる。

なお、前掲・東京高判平成28年3月9日（丙A34）においては、年間1ミリシーベルト程度の追加被ばくを受けることについて健康への影響が生じることになるという控訴人の不安を理由とした慰謝料請求が否定されているほか、前掲福岡高判平成30年12月10日においても、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくによる慰謝料が否定されている（丙A50）。

そのほかにも、前掲・水戸地土浦支判平成5年6月15日判時1467号3頁は、DNA実験を行う施設について「原告らが主張する生命、身体の安全性の意識はその内容が極めて抽象的かつ曖昧といわざるを得ないうえ、一般に精神的被害として慰謝料をもって償われるべきものとされる現実の精神的苦痛や恐怖心などとは異なり、漠然とした懸念、不安感、或いはせいぜい危惧感という程度の心理的負担ないし感情であって、差し迫ったものとは認められないので、これをもって法律上保護されるべき利益ということはできず、仮に、原告らがその主張するような安全性の意識を侵害されたと感ずることがあるとしても、法的には原告らの主観的感情が害されたという以上にその権利ないし法律上保護に値する利益が侵害されたものとは認められない。」と慰謝料請求の基礎になる「損害」とならないとしている。当該事案において原告らに生じたとされる「漠然とした懸念、不安感、或いはせいぜい危惧感」という程度の心理的負担ないし感情」は、健康に影響はなく、避難の必要はないことが広く情報提供されている中で、本件事故によって自主的避難等対象区域の住民に生じ得た不安感等と同様のものであり、当該裁判例との対比からしても、少なくとも1審被告東京電力による既払金を超える慰謝料が認められるものではない。

(ウ) 妊婦・子供がいる場合は特別の配慮をしていること

なお、自主的避難等対象区域における本件放射線作用により、中長期的にみても健康被害・健康への悪影響を生じるものでもないが、妊婦・子供がいる世帯においては、放射線被ばくに対する不安が大きいものとなると考えられることを踏まえ、妊婦・子供に対しては、より多額の賠償を行うこととしている。

この点、前掲・最判平成7年7月7日に照らせば、本件のような本件放射線作用による「損害」についても、「侵害行為の中心」である“放射線量”に「相応する」ものとして判断すれば足り、妊婦や子供であったとしても、法律上保護される利益の侵害があったとして賠償を要するか否かには疑問もあり得る。しかしながら、上記のとおり、1審被告東京電力は、最大限の被害者保護を図るという観点から、本件放射線作用による健康上の影響はないものの、不安を払拭するための措置の費用の填補や不安感に対する慰謝の意味も込めて支払いをしており、特に妊婦・子供がいる世帯においては、放射線被ばくに対する不安が大きい場合があり得ることを踏まえ、妊婦や子供各1人当たり、精神的損害と生活費の増加費用等を一括した一定額として、平成23年分として40万円及び平成24年1月から同年8月までに相当する分として8万円の合計48万円を支払うとともに、妊婦・子供のうち実際に自主的避難を実行した者に対しては、追加的費用として平成23年分20万円及び平成24年1月から同年8月までに相当する分4万円の合計24万円を支払っている。これは、中間指針第二次追補において、平成23年9月30日に指定が解除された旧緊急時避難準備区域に生活の本拠を有する避難等対象者への精神的損害の賠償の終期が平成24年8月末までを目安とする旨定められていることを踏まえたものであり、本件事故の影響がより大き

い地域に関する賠償の終期の基準時をもって、賠償算定を行うもので、被害者に有利な算定評価をしているものにほかならない。

そのため、世帯の中で子供1人当たり72万円、子供2人であれば144万円の賠償が行われるものであり、親子4人の世帯を想定すれば、世帯当たりで160万円余りが支払われているのであって、世帯内に妊娠・子供がいることによる精神的苦痛や実費の支出分については十分に填補されるものであるから、大人個人に対する1人当たりの精神的損害の賠償額として8万円という額は決して低いものではないのである。

#### (エ) 小括

以上のとおり、自主的避難等対象区域の住民であった1審原告らについて、本件放射線作用の状況に照らしてみれば、（「損害」自身の存在にも疑惑はあるものの、少なくともなにがしかの「損害」が存在するものとしても）1審被告東京電力による「中間指針等による賠償額」は身体障害を伴わない生活阻害に係る他の裁判事例における慰謝料認容水準に照らしても十分な額の賠償を行うものであることが明らかであり、これを超える精神的損害が当該1審原告らに共通する損害として認められるとは到底解することができないから、「中間指針等による賠償額」を超える1審原告らの請求には理由がない。

### 6 自主賠償基準の対象区域及び区域外について

避難指示等対象区域外の区域のうち、自主的避難等対象区域に当たらない区域である自主賠償基準の対象区域（福島県県南地域及び宮城県丸森町）及び区域外（福島県会津地方及び茨城県）の旧居住者については、その本件放射線作用の状況からして、法律上保護される利益が侵害される状況にあったと解され

ないことについては、1審被告東京電力準備書面（7）及び同（8）において述べたとおりである。

本準備書面における自主的避難等対象区域に関する主張からしても、これらの区域において「中間指針等による賠償額」を超える損害が1審原告らに共通して生じているとは評価できないものである。

#### 第4 避難指示区域の旧居住者の精神的損害について

##### 1 はじめに

政府等による避難指示区域の旧居住者は、居住地からの避難を余儀なくされたものであり、これにより直接的に平穏な日常生活を阻害されたものといえるが、1審被告東京電力は、避難指示区域の旧居住者に生じた財産的損害及び精神的損害について十分な水準の賠償を行っている。

##### 2 財産的損害に対する賠償の内容が十分な水準のものであること

1審被告東京電力は、中間指針等及び被告東京電力の公表賠償基準に従い、避難等対象者に対して、財産的損害として、避難費用、生活費增加分、一時立入費用、帰宅費用、営業損害・就労不能損害、各種財物損害、住居確保損害、検査費用等について実費又は実費相当分の賠償を行っている。

このような財産的損害の賠償は、精神的損害の賠償との関係でどのように評価されるべきであろうか。

そもそも、損害とは、不法行為がなかったならば存在したであろう状態と当該不法行為がされた現在の状態との差である（いわゆる差額説。最判昭和42年11月10日・民集21巻9号2352頁）。

そのため、一個の加害行為による損害項目が複数に亘る場合でも、それらは実体法上同一の請求権の中の細目に過ぎない。同一の不法行為により生じた財産上の損害と精神上の損害とは、その賠償の請求権は一個であるとする最高裁判例（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁。なお、最高裁判所判例解説民事篇（昭和62年度）436頁参照）からも明らかのように、実務上も、費目ごとにそれぞれ独立の損害としてそれに損害賠償請求権が成立するという扱いは取られておらず、費目相互間の融通も認められている（同最判に係る最高裁判所判例解説（最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）458頁）参照）。したがって、上記最高裁判例からみて、損害費目ごとに別個の損害賠償請求権が成立するとみる余地はない。

また、一般に、生活の本拠である自宅の土地建物を不法行為により侵害されたケースであっても、財産自体の対価が十分に賠償される場合には、通常それを超えて自宅を失ったことに伴う「精神的損害」については固有の金銭評価を行わない（最判昭和42年4月27日集民87号305頁、東京地判平成25年9月20日D1-Law文献番号29026388）。「財産権侵害の場合には、一般には、精神的損害は財産的損害の裏に隠れており、財産的損害が賠償されれば精神的損害もいちおう回復されると見るべきであって、法律的に言えば、財産的の損害の場合に通常生ずべき損害は財産的損害だということになる」（丙A51（加藤一郎『不法行為〔増補版〕』230頁））と解されているのである<sup>5</sup>。この場合、慰謝料は、あくまで、その補完的機能・調整的機能と

<sup>5</sup> なお、居住建物の侵害につき財産的損害以外の精神的損害の賠償を認めた最判昭和35年3月10日・民集14巻3号389頁も大判昭和16年2月19日・新聞4685号7頁も、いずれも故意による侵害の事案であって、侵害行為の態様を考慮したものと評されている（四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為（下）』543頁）。学説でも、財産権侵害の場合に、慰謝料を認めるのは、故意による不法行為や過失の程度が大きい場合（加藤一郎編『注釈民法（19）』210頁〔植林弘執筆〕参照）あるいは精神的苦痛について加害者が予見可能な場合（我妻栄編『事務管理・不当利得・不法行為（判例コメントタール）』229頁〔四宮和夫執筆〕、加藤・前掲書230頁等）であるとされ、いずれにせよ加害者の主観的態様を考慮している。

しかるに、本件において、1審被告東京電力は、もちろん、故意によって不法行為を行ったものではなければ、故意に準じるほどの重過失があったわけでもない。

して、「一般的には、財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面において、感謝料を認める、あるいは、それを増額することで、十分な賠償を実現するという場面で用いられてきた」(丙A52)と評価されている。たとえば生活の基盤である土地建物に損害があったとか、その他思い入れのある財産に損害があった場合に一定の精神的苦痛を伴うことがあったとしても、そのような精神的苦痛について必ずしも経済的な損失の補填と別に賠償しなければならないということにはならない。

そのため、生来の土地・建物を離れたという場合の精神的苦痛を独立のものとして感謝料の対象とするかどうかや、いくらのものとして評価するかは、一体の損害をなす他の項目との関連性、ことに財物上の損害に対する補填の状況に照らして、判断されなければならない。本件のように「生活基盤」をなす財産の喪失に伴う「精神的苦痛」についていえば、そのような「生活基盤」をなす「財物」に対する経済的填補、つまり土地家屋や生業といった「生活基盤」に対する「填補」・「回復」状況も踏まえて、填補の要否や金額評価が行われなければならない。

1 審被告東京電力は、「生活基盤の回復」に必要な（あるいはそれ以上の）財産的損害の賠償を行っており、これにより「生活基盤」の回復は可能になっているのであり、そのような財産的損害の填補が別途なされていることを前提としても、1 審被告東京電力が提示している避難指示区域内の旧居住者に対する精神的損害の賠償額は、その精神的苦痛を十分に慰謝するに足りるものである。

また、例えば、家財については、感謝料の額が生活費の増加分も加味して決定されているにもかかわらず、避難先で購入した衣類や布団といった生活必需品や、テレビや冷蔵庫、電子レンジといった家電一式、ソファーなどの家具などの購入費用を避難費用（生活費増加分）として別途賠償の対象としており、さらに、避難指示区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域又は帰還困難区

域の設定がなされた地域) 内に残置された家財の財物価値の賠償として、個別の立証を要することなく、定型賠償として、下表のとおり多額の家財の財物賠償も行っている。これらの賠償は、感謝料として生活費の増加を加味しつつ、避難費用の生活費增加分として新たに購入する家具の購入費用を賠償し、その上で従前所有していた家具の財物損害をも賠償するもので、明らかに重複しているにもかかわらず、1審被告東京電力はこれらの賠償項目間での精算を行っていない。

世帯構成 居住されていた場所	単身世帯の場合 (定額)	複数人世帯の場合 (世帯基礎額+ 家族構成に応じた加算額)		
		学生 世帯基礎額	加算額	
			大人1名 あたり	子供1名 あたり
帰還困難区域	325万円	40万円	475万円	60万円 40万円
居住制限区域				
避難指示解除 準備区域	245万円	30万円	355万円	45万円 30万円

また、就労不能損害についても、避難先で新たに就労した勤め先から得ている収入のうち一定の範囲について、「特別の努力」により得られた収入として賠償金から控除せずに支払を行う取扱いを行っている。

加えて、避難指示区域の居住者に対しては、財物損害としての本件事故時に「保有」していた住居等の価値の賠償に“加えて”，住居確保のために要した費用として、住宅や宅地の「取得」のために発生した費用も支払っている（住居確保損害）。

このように、1審被告東京電力の公表賠償基準に基づく賠償は、「最低限の賠償」どころか、本来「損害」と認められない部分にまで及ぶ場合もあるもので、少なくとも十分な賠償がされていることは明らかである。

このような財産的損害の賠償の点については、（被害者側に有利な見解を述べる立場をとられている）潮見佳男京都大学大学院法学研究科教授が本件事故

に関する損害賠償請求訴訟について「福島原発事故賠償訴訟における近時の判決では、損害論のレベルでは慰謝料に主たる争点が集約される傾向がある反面、財産的損害も含めた損害論全体を再構築する視点が後退しているような印象を受ける」と指摘しているところであり（丙A53），かかる財産的損害の賠償の実情を踏まえれば、これとは別途行われている精神的損害の賠償額の相当性は十分に基礎付けられるというべきである。

実際に、1審被告東京電力による避難指示区域内の旧居住者に対する平成30年12月末時点での裁判外での平均的な賠償合意額を整理して掲げる（丙C528の3頁）。

単身世帯		(再掲)		家財	宅地・建物	田畠・山林等	住居確保(持家)	合計
	個人賠償	移住を余儀なくされたことによる精神的損害						
避難指示	平均合意額（万円）	1,185	—	334	3,334	732	3,311	8,896
	世帯数	6,622	—	3,449	1,208	761	500	—
居住制限区域	平均合意額（万円）	1,156	—	329	3,835	827	2,995	9,142
	世帯数	5,811	—	3,215	991	575	439	—
帰還困難区域	平均合意額（万円）	1,798	740	431	3,900	1,121	2,833	10,823
	世帯数	5,954	5,787	3,215	1,064	610	484	—

2人世帯		(再掲)		家財	宅地・建物	田畠・山林等	住居確保(持家)	合計
	個人賠償	移住を余儀なくされたことによる精神的損害						
避難指示	平均合意額（万円）	2,433	—	534	4,174	999	3,494	11,634
	世帯数	3,592	—	3,265	2,127	1,495	1,237	—
居住制限区域	平均合意額（万円）	2,495	—	558	4,334	1,294	3,391	12,072
	世帯数	2,540	—	2,304	1,621	1,056	1,046	—
帰還困難区域	平均合意額（万円）	3,700	1,400	695	4,618	1,259	2,960	14,632
	世帯数	2,757	2,733	2,473	1,549	994	1,042	—

4人世帯		(再掲)		家財	宅地・建物	田畠・山林等	住居確保(持家)	合計
	個人賠償	移住を余儀なくされたことによる精神的損害						
避難指示	平均合意額（万円）	5,011	—	596	4,830	1,204	3,761	15,402
	世帯数	1,790	—	1,598	890	633	601	—
居住制限区域	平均合意額（万円）	5,116	—	625	4,472	1,476	3,613	15,302
	世帯数	1,239	—	1,115	669	441	497	—
帰還困難区域	平均合意額（万円）	7,426	2,795	779	4,757	1,576	2,765	20,098
	世帯数	1,245	1,239	1,122	601	324	438	—

このように、2人世帯以上の世帯に対しては、平均して1億円を超える財産的損害及び精神的損害の賠償が行われている実情にあり、中間指針等を踏まえた1審被告東京電力による賠償額は、避難指示区域の旧居住者である1審原告らの精神的苦痛を慰謝し、財産的な損害を填補するに足りるものであるべきである。

### 3 精神的損害に対する賠償の内容が十分な水準のものであること

#### (1) 総論

1審被告東京電力は、上記のとおりの財産的損害の賠償に加えて、精神的損害に対する賠償として、月額10万円を基礎として、避難指示区域の別に応じた期間分の慰謝料の支払を行っており、総額としては、帰還困難区域の場合は1450万円、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の場合は850万円に及んでいる。この慰謝料は、前述のとおり生活費の増加分も加味して決定されている。また、一般的には本件事故により平穀な日常生活を阻害されることや避難生活の不便さに伴う精神的苦痛は時間の経過とともに日常生活の平穀を取り戻していくことで遞減していくことが想定される一方で、自宅に帰れない苦痛や先の見通しがつかない不安といった要素は避難が長期化することでかえって増大するとの考え方の下、賠償の対象となる期間中はこの基礎となる月額10万円は遞減しないとの前提で算定されているものである。

このような1審被告東京電力による精神的損害の賠償については、一個の加害行為による損害項目が複数に亘る場合でも、それらは実体法上同一の請求権の中の細目に過ぎず、同一の不法行為により生じた財産上の損害と精神上の損害とは、その賠償の請求権は一個である（最判昭和48年4月5日・民集27巻3号419頁）と考えられること、また慰謝料の補完的・補充的

機能として、「一般的には、財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面において、慰謝料を認める、あるいは、それを増額することで、十分な賠償を実現するという場面で用いられてきた」と評価されてきたこと（丙A 51の880頁）からいっても、財産的損害について（本来損害として認められないはずの部分も含めて）十分に賠償されている中で、それに追加して避難指示等の期間に応じた慰謝料の支払も実施するものであることからすれば、本件事故による精神的損害を十分に填補するものとみるべきである。

具体的な金額としても、1審被告東京電力準備書面（3）の第2の4で掲げた裁判例を踏まえても、帰還困難区域の居住者に対する賠償額1450万円と、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の居住者に対する賠償額850万円は、いずれも過去の裁判例の水準に照らしても十分な水準の金額であるといえる。

以下、かかる慰謝料額が1審原告らの精神的苦痛を慰謝するに足りるものであることを裏付ける裁判例を追加して主張する（下線は、引用者による。）。

## （2）裁判例の追加

ア 炭鉱労働者のじん肺患者が起こした損害賠償請求に関する福岡高裁平成13年7月19日判決（判例タイムズ1077号72頁）

本件は、福岡県の炭鉱で働き、じん肺に罹患した元従業員あるいはその相続人が、炭鉱経営企業及び国を被告として、財産的損害、非財産的損害を含む包括的な損害に対する賠償として慰謝料3000万円等の支払を求めた事件の控訴審判決である。

福岡高裁は、財産的損害の要素も加味し、損害の総体を慰謝料として評価するとした上で、「本件従業員らは、徐々に悪化（進行性）していく不治の病（不可逆性）に罹患したことに先ず重大な精神的衝撃を受け、罹患者が次々と悲惨な最期を遂げていく状況を見て、更に自己の将来に強い不安を抱いて

いることが認められる」、「症状も（中略）咳痰症状に始まり、動悸、息切れ、呼吸困難等が徐々に困難となっていき、家族の援助・看護がなければ日常生活を行えないようになり、呼吸困難の発作が生じ、安眠ができなくなったり、寝たきりとなって常時酸素吸入を必要とするようになり、入退院を繰り返し、気管切開により呼吸管理をしなければならなくなるなどして、ついにはじん肺死することも少なくなく、程度の差はあるが、肺機能の障害が高度化していくことによる全生活の制限と呼吸困難等に伴う肉体的苦痛を受けていることが認められる」、「管理区分の上昇、合併症の発症による療養の必要性の現実化とともに、肉体的苦痛に生活上の苦痛が加わり、精神的苦痛も飛躍的に高まっていくから、それに応じた評価をしなければならない」、「最後に、じん肺死は、最も重大な呼吸困難の中で苦しみ続けたまでの悲惨な死であり、特別に考慮しなければならない」と説示した上で、じん肺法が定める管理区分や合併症の有無により、包括一律慰謝料として1000万円（管理2で合併症のない場合）から2500万円（じん肺死の内一定の要件を充たす場合）の損害額を認めている。

イ 石綿工場の労働者のじん肺患者が起こした損害賠償請求に関する大阪地裁平成24年3月28日判決（判例タイムズ1386号117頁）

本件は、大阪府泉南地域の石綿工場で石綿製品の製造・加工作業、運搬作業に従事して石綿粉じんを吸引した結果、石綿肺、肺がん等に罹患したと主張する元従業員又はその相続人が、国を被告として、生存している者について3000万円、死亡した者について4000万円の包括一律慰謝料の支払を請求した事案である。

大阪地裁は、石綿肺、肺がん、中皮腫等の症状や生存率について認定した上で、原告らにつき「元従業員らは、普段から咳や痰に苦しんでいたが、風邪をひきやすく、治りにくくなり、風邪をひくと一層咳や痰に苦しみ、安眠

できず、介抱する家族も十分な睡眠をとれない状態になる」、「石綿関連疾患が快方に向かう見込みはなく、元従業員らの中には、次第に悪化し、やがて寝たきりとなり、當時酸素吸入を必要とする様になり、ついには苦しみのうちに死を迎えた者もいる」等と認定した上で、じん肺管理区分や合併症の有無により、1000万円（管理2で合併症がない場合）から2500万円（石綿肺（管理2・3で合併症あり又は管理4）、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚による死亡の場合）の基準慰謝料額（包括一律慰謝料）を定めた上で、労災保険給付や石綿健康被害救済法に基づく給付の受給や喫煙歴を考慮した減額調整を行うなどして、慰謝料額を判断した。

ア及びイは、いずれも、死亡を含む進行性かつ不可逆性の身体的被害が生じている点において本件訴訟の1審原告らよりも精神的損害の程度が重いとも考えられる中で、財産的損害を含めた損害額として1000万円から2500万円を認めたものである。

ウ ダム周辺住民がダムの試験湛水を原因とする地滑りにより精神的損害を被ったとして国に対して損害賠償請求をした事案に関する奈良地裁平成22年3月30日判決、大阪高裁平成23年7月13日判決（丙A54, 55）

本事案は、ダム周辺住民がダムの試験湛水を原因とする地滑りによって、3～4年という期間にわたって仮設住宅への避難を余儀なくされ、精神的損害を被ったとして1人当たり600万円の精神的損害の賠償請求をした事案であるところ、1審の奈良地裁判決（平成22年3月30日言渡）は、被告国に、国賠法2条1項の公の营造物の瑕疵責任が認められることを肯定した上で、原告らが主張する突然の地滑りによる恐怖心は、非常に漠然としたものにすぎず、短期間のうちに、生命、身体等に対する危険が差し迫っているというようなものであったとは認めることができないから、金銭による賠償をもって慰謝されるべきものということはできないとし、仮設住宅の劣悪な

環境についても、地滑りに伴って亀裂現象が発生した結果、原告らが仮設住宅に居住しなければならなかつたことそれ自体について直ちに金銭による賠償をもつて慰謝すべき精神的苦痛が発生したということはできないとし、また、共同体の破壊（連帯感の喪失）という主張については、「本件地すべりが発生した結果、実際に白屋地区住民の共同体意識が破壊されたか否かはさておくとしても、そもそも、それは法的に保護された価値とまではいい難いものであるから、これを直接の根拠として慰謝料の賠償を求めるることはできないというべきである。また、地域住民の共同体意識というものは、『公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱』によつても補償の対象となつておらず、これは、他の共同体の移転においても同様である。」と説示して、原告らの請求を棄却した。

同控訴審の大坂高裁判決（平成23年7月13日言渡）は、1審判決を取り消し、長年住み慣れた住居を離れて仮設住宅での日当たりが悪く、プライバシーがないなど不自由な生活を続けることを余儀なくされたと判断した上で、「転居するに当たり居住地に所有する財産等については適切に評価され転居そのものについても考慮され、補償されたとしても、精神的な損害がすべて填補されたとは認められず、損失補償がされたとの事情を加味しても、控訴人らが受けた精神的苦痛を金銭評価すれば、控訴人ら1人当たり90万円が相当である」と判断したものである。

本事案では、当該事件原告らは、仮設住宅での不自由な生活や共同体の破壊などの事情を慰謝料請求の根拠事情として主張していたものと認められるが、大阪高裁判決は、慰謝料の調整的・補完的機能も考慮の上で、財産的な損害の填補がなされていることも踏まえて、3ないし4年に及ぶ仮設住宅での避難生活に対する慰謝料として90万円を認容したものである。

## エ 検討

身体傷害のある事案において財産的損害も含む包括一律請求として慰謝料が請求された上記（1）及び（2）の事案で認定された慰謝料額や、長期にわたる仮設住宅での避難生活に対する慰謝料として損失補償の状況等も加味して90万円を認定した上記（3）の事案に鑑みれば、本件において慰謝料額を判断するに当たっては、1審被告東京電力が避難等対象者に対して賠償している財産的損害の賠償額も勘案すべきであり、この点を考慮すれば、財産的損害の賠償によっては慰謝され尽くされない精神的損害の賠償額として、1審被告東京電力が実施している精神的損害に対する賠償額は十分に当該1審原告らの精神的苦痛を慰謝するに足りるものである。

（3）1審被告東電の精神的損害の賠償額の妥当性は公共収用時の補償金額の例からも裏付けられること

ア 公共用地取得に伴う損失補償基準には精神的損失の補償に係る規定が置かれていないこと

昭和37年6月29日閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」には精神的損失に対する補償については規定が置かれておらず、同日に出された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」（閣議了解）においても、「従来、一部において行われてきた精神損失に対する補償、協力奨励金その他これらに類する不明確な名目による補償等の措置は、行わないものとする」と明記されている。その結果、各省庁、政府関係機関、地方公共団体その他の公益事業者は、すべて一律に閣議了解に従い、昭和37年以降、事業用地の買収に伴う損失補償に当たり精神的損失の補償は一切行ってこなかった、とされている。（以上につき、西塙章・田辺愛壹『損失補償法（理論と実務の架橋）』125頁（丙A56））

イ ダム建設に伴う立退きの場面における精神的損失の補償がなされた事例

このように、閣議了解において公共用地の収用における精神的損失の補償は行わないこととされているが、その一方で、ダム建設にともない立退きを迫られる場面で精神的損失に関する補償が行われたものとして、以下の事例があるとされている（丙C 529～531）。

- ① 切目川ダム 300万円／世帯（生活再建への準備金、感謝料として）
- ② 宮ヶ瀬ダム 30万円～1000万円／戸（経済的損失の補償を含む。）
- ③ 三峰川美和ダム 15万円／戸
- ④ 鬼怒川川俣ダム 15万円／戸
- ⑤ 摺斐川横山ダム 村外移住者25万円／世帯、村内移住者15万円／世帯
- ⑥ 湯原ダム 感謝料30万円／戸、協力料5万円／戸、特別感謝料30万円／戸

※ ①は平成13年に精神的損害に対する補償が支払われており、②ないし⑥は精神的損害に対する補償の支払時期は明らかではないが、②は平成12年竣工、③ないし⑥は昭和30年代から昭和40年代の竣工であり、それ以前に支払われたものと考えられる。

ダム建設に伴う収用時には、居住地を中心とする生活基盤が確定的・不可逆的に失われるものである。この点、帰還困難区域に居住していた1審原告については、ダム建設に伴う収用とは異なる面もあるが、人々生活を送っていた土地に戻ることができなくなり、新たな地で生活を始めるこの不安やこれまで生活していた地域を失うことによる喪失感が生じるといった事情それ自体は共通しているといい得る。他方、居住制限区域や避難指示解除準備

区域に居住していた 1 審原告については、本件事故による避難指示は、避難指示解除を想定しており、既に帰還が可能になっているという点で、ダム建設に伴う収用よりも、その程度ははるかに低いものであるが、いずれの 1 審原告についても、財産的補償のみでは填補できない精神的損失の補償事例として、本件にも参考となるものである。そして、以上のとおり、公共用地取得に伴う損失補償基準に精神的損失に対する規定が置かれていないことや、その一方で、ダム建設に際して精神的損失の補償がなされた事例における支払額を踏まえても、1 審被告東京電力が避難指示区域内の旧居住者である 1 審原告らに提示して賠償している慰謝料額は、別途財産的損害の賠償がなされることを踏まえても、その精神的苦痛を十分に慰謝するに足りる水準となっている。

#### 4 東京地裁平成 31 年 3 月 27 日判決（丙 A 49）について

本件事故によって飯館村の避難指示解除準備区域及び居住制限区域からの避難を余儀なくされた住民が、1 審被告東京電力に対して精神的損害の賠償請求をした事件について、東京地裁において、平成 31 年 3 月 27 日に判決（丙 A 49）が言い渡された。

本事案は、いずれも原告が旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域の住民が、本件事故による精神的損害として、避難生活による慰謝料、被ばくの健康不安による慰謝料、及び人生目標・生活設計・生活基盤の破壊・喪失による慰謝料等の賠償を求めた事案であり、本件訴訟の争点と重なっている。

本判決は、当該訴訟原告 42 名のうち 42 名中 29 名の原告らの請求については、「中間指針等による賠償額」に基づく既払い額を超える精神的損害の発生を認めずに請求を棄却し、1 名については被告の公表賠償額を超える損害の発生を認めずに、未払金差額のみを認容した。その他の原告については、個別

の事情を踏まえて、「中間指針等による賠償額」を超える請求を一部認容したものである。

以下、本判決の説示の要旨を述べる（下線部は引用者による。）。

#### （1）被侵害利益について

本判決は、本件事故による原告らの被侵害利益（法律上保護される利益）について、「自ら生活の本拠として定めた土地において、日常生活における行動を正当な理由なく阻害されずに、平穏に生活する利益」とし（本判決はこれを「平穏生活利益」という。），原告らは、「本件事故によって、この平穏生活利益を侵害されたものと認められる」と説示した（110頁）。外延が不明確な「平穏生活権」なる語は用いていない。

#### （2）相当因果関係のある損害の範囲

本判決は、本件事故と相当因果関係のある損害の範囲について、「原子力事業者は、原子炉の運転等の結果生じた核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用との間に相当因果関係が認められる全損害について賠償責任を負う一方、賠償責任を負うのは、上記各作用との間に相当因果関係が認められる損害に限られると解するのが相当である」と説示した（111～112頁）。

#### （3）避難生活により生じる精神的損害について

本判決は、避難生活により生じる精神的損害に関し、原告らは、「避難指示等により、住み慣れた生活の本拠からの避難等を余儀なくされ、避難生活の不便さによる苦痛、生活の本拠を失い、様々な活動を行う基礎となっていた安定した生活基盤から隔絶され、従前行っていた思い思いの日常生活上の活動が十分に行い得ない苦痛、先の見通しがつかないことによる苦痛を受け

たものであり、これらの精神的損害は、本件事故と因果関係があるものと認められる」と説示するとともに、「本件事故から時間が経過すると、避難生活の基盤が一定程度整備されると考えられ、それに伴い、避難生活によって生じる精神的損害のうち、避難生活の不便さによる苦痛及び生活の本拠が定まらないことにより日常生活上の活動を十分に行うことができない苦痛は、一定程度低減するものと考えられる」ものの、「他方、避難が長期化するに連れ、本件事故以前の日常生活上の活動の基礎となっていた生活基盤から隔離されたことによる苦痛や、先の見通しがつかない苦痛については、より大きくなることもあると考えられ」、「そうすると、避難生活によって生じる精神的損害は、総じて、概ね、避難生活を継続した期間に比例するものと考えられる」と説示した（113～114頁）。

他方で、本判決は、「仮設住宅や借上住宅等での生活を終え、自らの選択によって住居を確保し、当該住居での生活を新たに開始した場合には、避難生活によって生じる精神的損害のうち、避難生活の不便さによる苦痛については、それ以降、発生しなくな」り、さらに、「当該住居の所有権を取得している場合には、もはや、当該住居は新たな生活の本拠と評価することが相当であり、当該住居に居住を開始して以降は、避難生活の継続によって平穀生活利益が経時的に侵害されることにより発生する損害については、新たに発生するものではないと考えるのが相当である」と説示した（114頁）。

#### （4）本件事故発生後避難完了までの間における放射線被ばくから生じる健康不安による精神的損害

本件事故発生後避難完了までの間における放射線被ばくから生じる健康不安による精神的損害の主張に対し、本判決は以下のとおり説示した。

- ・「年間 20 mSv を下回る被ばくが健康に被害を与えるものと直ちに認めることは、困難であるといわざるを得ない。」（116頁）

- ・「原告らが当該放射線被ばくを理由に健康不安を感じているとしても、原告らのうちに実際に年間 20 mSv を超える線量の被ばくをした者は存在しないというべきであり、原告らの当該不安感は、客観的・科学的な根拠があるものとは認められず、原告らが当該不安感を感じていることをもつて、直ちに原告らに平穏生活利益の侵害が生じているものとは認められない。」（117頁）
- ・「健康被害への不安感を多くの者が抱いていることをもって、直ちに当該不安感が法的に保護された権利利益の侵害になるものと認められるものではなく、心理学的な知見を考慮に入れるとしても、結局のところ、多くの者によってリスクとして受け止められ易いという以上のものではなく、当該不安感に合理的な根拠があるものとは認められない。」（118頁）

（5）人生目標・生活設計・生活基盤の破壊・喪失による精神的損害について  
原告らは（ア）人生目標の破壊・喪失、（イ）生活設計・生活基盤の破壊・喪失による精神的損害の発生を主張していたところ、本判決は、これらはいずれも「平穏生活利益に対する侵害の一態様を構成する」とした上で、（ア）は「原告ら全員に共通する精神的損害の額を基礎付ける事情として考慮するのが相当」とし、（イ）については「その態様による平穏生活利益の侵害の程度は、原告らの生活がどの程度地域のコミュニティに根付いたものになっているかによって異なるものと考えられるから、原告らの精神的損害の額を基礎付ける個別事情として考慮するのが相当であり、上記の態様による平穏生活利益侵害の程度に関わる生活の根付き具合については、原告ら自身の生活歴や、その家族の生活歴によってこれを判断するのが相当である」と説示した（119頁）。

(6) 避難指示解除後も本件事故前住居地への帰還が困難であるとの主張について

原告らによる避難指示解除後も本件事故前住居地への帰還が困難であるとの主張に対して、本判決は、以下のとおり説示した。

ア 避難指示解除後も放射線被ばくによる健康被害のおそれがあるとして、本件事故前住居地への帰還が困難であるとの原告らの主張に対し、空間線量率の実情、文部科学省の校庭利用等に関する暫定目安、マスメディアにより科学的知見が広く報道されていることなどを併せ考えれば、「原告らにおいて、本件事故前住居地の空間線量が高く、健康被害のおそれがあるために帰還することが不可能又は困難であるということはできない」と説示した。

イ 森林が除染されていないことについても、「生活圏の空間線量が健康に被害を与えるほどに高くなるおそれがあるとは認められず、本件事故前住居地への帰還が不可能又は困難であるということはできない」と説示した（123頁）。

ウ 大量の除去土壌等が生活空間に残置されていることから、本件事故前住居地への帰還が不可能又は困難であるとの原告らの主張に対し、「除去土壌等については、周辺環境に影響を与えない方法によって保管がされているものということができ、これに前記認定の本件事故前住居地の空間線量率を併せみれば、除去土壌等の存在によって、空間放射線量が上昇し、帰還が不可能又は困難であると認めることはできない。なお、除去土壌等の存在によって、本件事故前住居地の景観が損ねられているとしても、それによって帰還が不可能又は困難になるとは認められるものではなく、また、そのこと自体によって、原告らの平穀生活利益が害されているということもできない」と説示した（124頁）。

エ 農畜産業の再開が困難であることから、本件事故前住居地への帰還が不可能又は困難であるとの原告らの主張に対し、「本件事故前住居地において自家

消費用に限らず営業用に農業を行うことは、適切な方法の下で可能であると認めるのが相当であり、原告らにおいて、その適切な方法をとることも可能というべきであるから、農畜産業の再開が困難であると認めることはできない」と説示した（125頁）。

オ 宅地建物や農地が荒廃したことから、本件事故前住居地への帰還が不可能又は困難であるとの原告らの主張に対し、「これらの財物については、中間指針等に基づいて定められた被告の賠償基準により、賠償を受けることが可能となっており、当該賠償金を原資として宅地建物や農地を整備することが可能であると認めるのが相当である。宅地建物や農地が荒廃しているとしても、そのことをもって、帰還が不可能又は困難であると認めることはできない」と説示した（125頁）。

カ 生活関連施設の復旧が遅れており、日常生活に支障が生じることから、本件事故前住居地への帰還が不可能又は困難であるとの原告らの主張に対し、「本件事故前住居地での生活は、本件事故前と比して、利便性で劣る点があるとしても、生活が困難というような状況にあるものであると認めることはできず、さらに、・・・本件事故前住居地を含む12市町村での事業の再開が補助金の交付等の方法によって支援されているものと認められるから、今後、帰還する住民の数が増えるに応じて、生活関連施設も充実していくであろうと考えられるところであり、生活関連施設の復旧が遅れていることをもって、帰還が不可能又は困難であるとは認められない」と説示した（125～126頁）。

キ コミュニティが崩壊したことから、本件事故前住居地への帰還が不可能又は困難であるとの原告らの主張に対し、「前記認定事実によれば、帰還者は少數にとどまっており、浪江町及び飯館村の本件事故前の居住者を対象とした避難指示解除以前の意向調査においても、帰還しないことを決めているとした者が相当数存在したことが認められ、本件事故前住居地におけるコミュニ

ティの在り方が著しく変容したものと認められる。しかしながら、前記認定事実によっても、コミュニティが崩壊したとまでは評価し得るものではなく、また、コミュニティの在り方が変容したことは、必ずしも本件事故前住居地での生活を困難にするものであるとはいえない。コミュニティの変容をもつて、原告らの本件事故前住居地への帰還が不可能又は困難であるとは認められない」と説示した（126頁）。

ク その上で、本判決は、「帰還が不可能又は困難であるとの原告らの主張は、直ちに採用し得るものではない。そして、平成29年3月末日に本件事故前住居地に係る避難指示が解除されており、このことに、前記認定事実のとおり、低線量被ばくの健康影響に関するマスメディアの報道がされていること、避難生活が長期にわたり、帰還するには相応の準備期間が必要であること、学校の新学期など生活の節目となる時期に帰還することが合理的であること、避難指示の解除は、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧した段階において、子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗を考慮して、県、市町村及び住民と十分な協議を行うこととなつており、こうした住民との協議により、住民としても解除時期を予想して避難指示解除前からある程度の帰還のための準備を行うことが可能であること等を併せ考えると、平成30年4月以降、本件事故前住居地への帰還が困難であるとはいせず、困難であると判断することが合理的ともいえない。したがつて、原告らのうちに同月以降も避難生活を継続している者がいるとしても、かかる避難生活によって発生する精神的損害と本件事故の間に、相当因果関係を認めることはできないというべきである。」と説示した（126～127頁）。

#### （7）感謝料請求の訴訟物について

原告らは、避難生活及び本件事故発生後避難完了までの間における放射線被ばくから生じる健康不安による感謝料と人生目標・生活設計・生活基盤の

破壊・喪失による慰謝料とを区別した上で請求したところ、本判決は、これらの慰謝料は「同一訴訟物を成す実体法上の1個の請求権の細目であり、「その内容において截然と区別することが困難」であることから、両者を分ければ、その総額を算定するとした（128～129頁）。

(8) 被告による裁判外での精神的損害以外の損害に対する賠償と原告らが受けた精神的損害の関係について

被告（1審被告東京電力）が、直接請求手続及びADR手続を通じ、精神的損害以外の損害を賠償していることに関して、原告らに対する財産的損害の賠償のうち、「その大部分は、住居、宅地及び家財の賠償や住居確保損害としての賠償であり、原告らが、本件事故前住居地での生活を再開するにせよ、新たに生活の本拠を別の場所に構えるにせよ、安定した生活を再建する一助となることは否定し難い。そうすると、被告による財産的損害に対する賠償金の支払は、平穀生活利益が侵害された状態からの脱却を可能ならしめるものであり、平穀生活利益侵害の程度に影響を与えるものといえる。したがつて、財産的損害について、直接請求手続及びADR手続を通じた賠償が一般に行われており、原告らに対し、現にこれらの賠償がされているという事実も、原告らの精神的損害の発生及びその慰謝料額に影響を与える事情として考慮するのが相当である」と説示した（130頁）。

このような東京地裁平成31年3月27日判決の判断内容は、当該事件原告ら全世帯の代表者に対する本人尋問を実施した上でなされたものであり、当該事件原告らの実情を踏まえ、平穀な生活の回復の状況や財産的損害の賠償による損害填補の実情等を斟酌した上で、原告数のうちの7割を超える原告について、1審被告東京電力が提示している1人当たり850万円の慰謝

料額を超えるものではないと判断したものであり、この点において極めて妥当である。

上記で引用した上記判決の説示内容は、本件訴訟における1審原告らの慰謝料請求に対する判断においても妥当する。

原判決も、個別事情により「中間指針等による賠償額」を上回ることも下回ることもあり得ると明示するが（原判決151頁），本件訴訟において1審原告らは「全ての原告に共通する精神的損害」を請求しており、個別事情に基づく慰謝料請求をするものではないことからすれば、「全ての原告に共通する精神的損害」としては、850万円という「中間指針等による賠償額」を超えるものではないというべきであり、上記東京地裁判決は、そのような1審被告東京電力の主張を裏付ける法的判断が示されたものである。

## 5 「ふるさと喪失」損害について

### (1) はじめに

原判決は、1審原告らの主張の合理的な意思解釈として、本件事故により継続的に発生する性質の損害を平穏生活権侵害による損害として、継続的ではなく、一回的に発生する性質の損害を「ふるさと喪失」による損害として、それぞれ他方の請求を明示的に除外して請求しているものと解されると整理している（288～289頁）。

その上で、帰還困難区域についてはかかる「ふるさと喪失」の実質を有する精神的損害の賠償として、中間指針第四次追補が定める避難が長期化する場合の慰謝料額と同額の1000万円を認定しつつ、平成29年4月1日までに避難指示が解除される居住制限区域及び避難指示解除準備区域の旧居住者については、「ふるさと喪失」損害の請求を棄却したものであり、かかる原判決の判断は妥当である。

以下では、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の旧居住者に関する「ふるさと喪失」損害の請求について、若干補足して主張する。

(2) 「中間指針等による賠償額」において想定されている被侵害利益の内容と  
1審原告らが主張する「ふるさと喪失」の関係について

中間指針等が賠償対象とする避難等対象者の精神的損害は、「正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」（中間指針第3－6指針I①）や、「いつ自宅に戻れるか分からぬという不安」（中間指針第3－6備考5）であるところ、これらの損害の法的性質は、生活妨害による精神的苦痛を賠償の対象としているもので、日常生活阻害慰謝料において被侵害利益として想定されているものは、平穏な生活を送る人格的利益と解されている（中島聰『原発賠償 中間指針の考え方』（商事法務、2013年）46頁）。

そして、「平穏な生活」というのは、意思に反して自ら生活の本拠として定めた土地を追われることがないことを当然の前提としているものであり、本件事故によって、政府の避難指示によって自らの住居地からの避難を余儀なくされたことについて、従前の生活レベルからの変化の有無・高低を問わず避難指示区域の旧居住者に対して日常生活阻害慰謝料が支払われているのは、日常生活阻害慰謝料において本件事故の被侵害利益として“自ら生活の本拠として定めた土地を追われていること”も対象にしているからである。言い換えれば、本件で既に1審被告東京電力が支払っている日常生活阻害慰謝料において被侵害利益として想定されているものは、“自ら生活の本拠として定めた土地を追われることなく、日常生活における行動を正当な理由なく阻害されずに平穏な生活を送る人格的利益”であって、これを「平穏生活利益」と呼ぶのであれば、そこには、「自ら生活の本拠として定めた土地で」生活する利益が含まれる（以下「平穏生活利益」という。）。

この点、前掲・東京地判平成31年3月27日（丙A49）は、被侵害利益について、「自ら生活の本拠として定めた土地において、日常生活における行動を正当な理由なく阻害されずに、平穏に生活する利益」として判断しており（110頁）、同じく原判決も、本件事故における被侵害法益を「平穏生活権」とした上で、「故なく妨げられない平穏な生活には、生活の本拠において生まれ、育ち、職業を選択して生業を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとの関わりにおいて人格を形成し、幸福を追求してゆくという、人の全人格的な生活（1審原告らのいう「日常の幸福追求による自己実現」）が広く含まれる。」として、1審被告東京電力の支払った日常生活阻害慰謝料（「中間指針等による賠償額」）がこれに充てられるものとして、支払額を超える「損害」があるかが判断されているものである。

これらの説示からしても、「平穏生活利益」には“自ら生活の本拠として定めた土地を追われることがないこと”に関する利益も含まれ、また、かかる利益を含むものとして1審被告東京電力からの日常生活阻害慰謝料の支払がされているのである。

このように、「中間指針等による賠償額」において想定されている被侵害利益としての「平穏生活利益」は、「自ら生活の本拠として定めた土地において、日常生活における行動を正当な理由なく阻害されずに、平穏に生活する利益」を指す。他方で、1審原告らが被侵害利益とする「ふるさと」に関する利益は、（そもそもその内容は外延が判然としないが）避難指示区域内の1審原告らの居住地において享受される種々の利益（の総体）であると思われるところ、そのような日常生活を営む上で居住地において享受される種々の利益は、平穏生活利益を構成する一要素と見るべきものである。したがって、それらの利益を平穏生活利益から切り出してそれぞれ独立の利益とみることには無理があり、仮に特定の地域に居住する利益のみを切り出して一つの法的に保護される利益としてみる余地があったとしても、かかる利益は平穏生活利益

に内包される関係にあると言えるから、平穏生活利益の侵害について賠償を受けながら、それと並列で別途の請求の対象となり得るものではない。

したがって、平穏生活利益の一要素としての、あるいは平穏生活利益に内包されるべき「ふるさと」に係る利益について、平穏生活利益とは別個独立の被侵害利益であるとみる余地はない。

この点、原判決が、旧居住地が旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域である 1 審原告らの「ふるさと喪失」損害の請求に対して、「原告らの主張する『ふるさと』は、平穏生活権侵害の考慮要素として考慮するのならばともかく、個人に帰属する独立した不法行為法上の保護法益として認めるにはその外延が明確ではなく、これを平穏生活権侵害の賠償と別個独立の損害として賠償の対象とすることは困難である」としていることは同趣旨をいうものであると解されるのであり、至当である。

また、福島地いわき支判平成 30 年 3 月 22 日でも、「『避難前の故郷における生活の破壊・喪失』による精神的損害や『避難先における著しい日常生活の阻害』による精神的損害を適正に評価するには、いずれの精神的損害についても、避難前の生活状況と避難後の生活状況とを比較して総合的に考慮する必要があり、それぞれの精神的損害を基礎付ける事情は、相互に密接に関連し合い、一部は重複しているものというべきである。」として、「故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料とが全く別の慰謝料であるとして別々に評価し、それぞれについて慰謝料の額を認定した上で、それを積算することは不可能であるか、少なくとも極めて困難であり、性質上、適当であるともいえない。」との判断が示されているものである。また、前掲東京地判平成 31 年 3 月 27 日（丙 A 49）でも、本件事故により避難等対象者について「平穏生活利益」が侵害されたものとの認定がされた上で、「平穏生活利益には、（中略）自ら生活の本拠として定めた土地において、長期間にわたって生活するうちに、日常生活上密接な関係を有する近隣住民らとの間に親密な共同体を形成・

構築し、その中で生活する利益も含まれているものと解するの〔が〕相当である。」(119頁)と説示されている。

(3) 「ふるさと喪失」の要素による精神的苦痛は避難生活に伴う精神的苦痛と別途に生じている「損害」といえず、「中間指針等による賠償額」において填補されていること

1審被告東京電力準備書面(3)の第2, 3(5)及び(6)において述べたとおり、長期にわたる避難生活の継続によって生じる精神的苦痛には、元々の住居地における生活と長期に離れ、当該住居地における生活基盤が徐々に失われることによる苦痛も当然に内包されるもので、両者を別々のものとして切り分けることはできない。長期の避難に伴う平穏な日常生活の阻害(及びそれに伴う精神的苦痛とそれに対する慰謝料)には、当然長期の避難によるふるさとからの隔離(及びそれに伴う精神的苦痛とそれに対する慰謝料)が含まれるのであって、両者は当然重なり合う。

中間指針等が賠償の対象とした精神的損害には、①平穏な日常生活の喪失、②自宅に帰れない苦痛、③避難生活の不便さ、④先の見通しがつかない不安、という諸要素が含まれている(丙A13)。これらの各要素は、避難生活の長期化に伴ってそれぞれその程度に変化が生じるものであり、このうち①及び③は時の経過とともに減少する一方、②及び④は避難が長期化することで増大するとの考え方の下、総額としての慰謝料は避難が長期化しても遞減しない前提で、かつ、避難に伴う生活費の増加も加味して、慰謝料の額として月額10万円として計算すると定められている(中島聰『原発賠償 中間指針の考え方』51~53頁(商事法務、2013年))。すなわち、避難・日常生活からの離脱に伴う(新しい生活環境に馴染めないことやそこで受ける疎外感等を含めた)精神的苦痛も、生活費の増加も避難開始当初の方が大きく、時を経るにつれて徐々に生活の平穏は回復するものといえる。その反面で、

避難生活の長期化について本件事故前の生活の本拠から隔絶される期間も長くなり、新たな生活基盤を作り出す労苦や、従来の慣れ親しんだ環境に戻ることが困難になり、それを前提とした将来設計等に対する不安感等も感じると思われるところ、そうしたものも含めて、感謝の対象とするからこそ、長期間となっても金額が低減せず、一定のものとして算定しているのである。

しかも、1審被告東京電力においては、かかる中間指針等の考え方も踏まえ、実際の避難指示解除時期に問わらず、平成29年4月からの1年間の相当期間において賠償を継続し、1人当たり総額850万円を支払うこととしているものであり、元の生活基盤の喪失と新たな生活基盤の確立までに十分な感謝の措置を講じている。

したがって、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の旧居住者に対する850万円という感謝料額の算定にあたって「包括生活基盤」ないし「ふるさと喪失」といった要素が十分に勘案されていることは明らかである。

#### (4) 「ふるさと喪失」 損害を独立の法益侵害として把握することはできないこと

このような平穀生活利益に対する侵害に係る感謝料が賠償される中で、これとは別途に、1審原告らが主張する「ふるさと喪失」の要素について、独立の法益侵害として捉えることはできない。

「侵害に対して賠償を求め得べき精神的利益は、ある程度重要であり、直接的であり、かつ客観性をもつものでなければならない」とされ(丙A57の87~89頁)),また、「人格的利益の尊厳もその有する社会的価値の尊重擁護を本体とすることを認識し、その損害並に賠償の額を算定するに当つては、これを客観的標準に従つて規律することを努むべき」(我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』135頁)とされているところであって、上記のような平穀な日常生活の阻害に伴う精神的苦痛を離れて、単にふるさとが従前の

姿から変容したことに対する悲しみ・侘しさ等の主観的心情は、個人差も大きく、客觀性を有するものでない以上、それ自体を法律上保護される利益とみることはできないし、少なくとも、ふるさとに対する思い入れが害されたという個々人によって大きく異なり得る主観的な心情をもって1審原告らの「共通の損害」と見られるものではない。

加えて、平成29年4月1日までに避難指示が解除された帰還困難区域等を除く旧避難指示区域内においては、日常生活等について正常状態の回復に向かっており、現況に「不可逆的」な変容があったという事実関係にもないのである。

#### (5) 裁判例からみても「ふるさと喪失」による精神的苦痛を法的な「損害」とは認められないこと

「ふるさと喪失」による精神的苦痛が法的な「損害」に当たらないことについては、原判決も説示するとおり、事実として「継続的賠償と別途の確定的、不可逆的損害が発生しているとは認められない」とされ、また、法的評価として「原告らの主張する『ふるさと』は、平穏生活権侵害の考慮要素として考慮するならばともかく、個人に帰属する独立した不法行為上の保護法益として認めるにはその外延が明確でなく、これを平穏生活権侵害の賠償と別個独立の損害として賠償の対象とすることは困難である」と説示している。

他の裁判例をみても、例えば、ダムを原因とする地滑りにより共同体を破壊された(連帯感を喪失した)ことを慰謝料の発生を基礎づける事情として主張して国に対して慰謝料を請求した事案で、かかる「共同体」の主張について、「法的に保護された価値とまではいい難いものであるから、これを直接の根拠として慰謝料の賠償を求めるることはできないというべきである。また、地域住民の共同体意識というものは、『公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱』によつても補償の対象となつてはおらず、これは、他の共同体の移転に

おいても同様である。」と説示されている（奈良地判平成22年3月30日（丙A54）。当該事案の控訴審である大阪高判平成23年7月13日（丙A55）においてもかかる説示はそのまま認められている。また、最判平成18年3月30日民集60巻3号948頁（建築物撤去等請求事件）も、一般論として「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（以下「景観利益」という。）は、法律上保護に値するものと解するのが相当である。」としつつ、「この景観利益の内容は、景観の性質、態様等によって異なり得るものであるし、社会の変化に伴って変化する可能性のあるものもあるところ、現時点においては、私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものとは認められず、景観利益を超えて『景観権』という権利性を有するものを認めることはできない。」と判示し、「景観利益の違法な侵害となるかどうかは、被侵害利益である景観利益の性質と内容、当該景観の所在地の地域環境、侵害行為の態様、程度、侵害の経過等を総合的に考察して判断すべきである。」「ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当である。」として、結論として違法性を否定している。

本件でも、1審原告らが主張する「ふるさと」の内容は、現時点においては、私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものとは認められず、権利性を有するものを認めることはできないし、平穀生活利益に対する慰謝料の賠償がなされている中で、これとは別途に、損害賠償の対象となるものとはいえないのである。

(6) 1審原告らが主張する「ふるさと喪失」の要素を考慮しても、850万円という慰謝料額を超える共通損害が基礎付けられるものではないこと

1審被告東京電力準備書面(3)の第2、3(3)でも述べたとおり、そもそも、中間指針が「自主的な紛争解決に資する一般的な指針」として裁判外での紛争解決の機能を果たすためには、大多数の被害者の精神的苦痛を慰謝するに足りる賠償水準として定められることが必然的に求められる。そうでなければ、自主的な紛争解決に資する「一般的な指針」として機能し得ないからである。したがって、中間指針の賠償水準は、個別事情により追加の賠償が認められる可能性があることは否定しないものの、個別事情の主張立証もないまま「共通の損害」としてそれを超える損害賠償が認められ得る程度の「最低限の基準」として定められたものという評価はあたらない。

## 6 避難指示区域の旧居住者の精神的損害に関するまとめ

以上のとおりであり、避難指示区域の旧居住者の精神的損害の賠償については、財産的損害が別途十分に賠償されていること、「ふるさと」からの隔離という要素についても「中間指針等による賠償額」の中で十分に考慮された上で賠償額が定められていること、「中間指針等による賠償額」は他の裁判例における平穀生活利益の侵害事例における慰謝料額の水準を超えるものであることなどから、当該1審原告らに共通する精神的損害を填補するに足りるものであり、これを超える1審原告らの請求に理由はない。

## 第5 特定避難勧奨地点、旧緊急時避難準備区域及び旧一時避難要請区域の旧居住者の精神的損害について

## 1 特定避難勧奨地点の旧居住者について

1 審原告らの中には南相馬市原町区の大原又は片倉の、それぞれ特定避難勧奨地点の旧居住者がいるところ、これらの特定避難勧奨地点は平成26年12月28日をもって解除されている。

1 審被告東京電力は、これらの特定避難勧奨地点の旧居住者に対して、平成26年12月まで月額10万円の賠償を行うとともに、中間指針第二次追補に基づき、指定解除から3か月間は月額10万円の賠償を継続している。

原判決はこれらの期間について「中間指針等による賠償額」を超える損害は認められないと説示した上で、平成27年4月以降の南相馬市原町区の放射線量の状況や公共サービス、生活関連サービスの復旧の状況を踏まえ、平成27年4月1日以降、賠償すべき精神的損害が発生しているとは認められないと判断したものであり（204～207頁），かかる判断は妥当であって、維持されるべきである。

## 2 旧緊急時避難準備区域の旧居住者について

原判決は、旧緊急時避難準備区域の旧居住者について、その旧居住内の状況について認定した上で、「中間指針等による賠償額」を超える損害があるとは認められないと判断したものであり、かかる判断は妥当であって、維持されるべきである。

なお、旧緊急時避難準備区域の旧居住者の精神的損害に関する主張の整理については、1審被告東京電力準備書面（2）で述べたとおりである。

## 3 旧一時避難要請区域の旧居住者について

原判決は、旧一時避難要請区域（南相馬市のうち、帰還困難区域、旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点を除く区域）の旧居住者の損害として、子供・妊婦以外について「中間指針等による賠償額」を超える損害として平成2

3年10月1日から同年12月31日までの3か月間を包括して3万円を認容し（214～216頁），子供・妊婦については，平成23年10月～平成24年8月31日までの11か月を包括して11万円を認容したものである（217頁）。

しかしながら，このように原判決が旧一時避難要請区域の旧居住者に対して「中間指針等による賠償額」を認容したことが誤りであることについては，控訴理由書の第5において詳述したとおりであり，南相馬市による要請の内容や旧一時避難要請区域内の本件事故後の実情等を踏まえれば，旧一時避難要請区域の旧居住者である1審原告らの精神的損害の賠償については，「中間指針等による賠償額」である1人当たり70万円を超えるものではなく，これを超える1審原告らの請求には理由がないというべきであり，この点についても，1審被告東京電力準備書面（4）で述べたとおりである。

以 上